

令和7年度 北海道開発局営繕部総合評価審査委員会 審議概要

開催日及び場所	令和8年3月9日（月） WEB開催	
委員	岩澤 浩一（いわさわ こういち） 北海道科学大学工学部教授 菊田 弘輝（きくた こうき） 北海道大学大学院准教授 菊地 優（きくち まさる） 北海道大学大学院特任教授	（五十音順）
議 事	I 実施報告 (1) 令和7年度 工事の総合評価落札方式の実施状況 (2) 令和7年度 建築関係コンサルタント業務等の実施状況 (3) 令和7年度 総合評価審査委員による個別審査の概要 II 審議事項 (1) 令和8年度 工事における総合評価落札方式の運用方針（案） (2) 令和8年度 建築関係コンサルタント業務発注方式の運用方針（案）	

委員からの意見・質問、それに対する対応等	
意 見	対 応
I 実施報告について ・特になし II 審議事項について ・特になし	
質 問	回 答
【I（1）】 ・ R5年度から実施件数が減ってきているが要因は何か。一連の整備計画の流れか、予算によるものか。 ・ 不調随契で、不落になったということは、予定価格と実勢価格が合わないと思われるが、何かしらの改善策はあるのか。 【II（1）】 ・ 年度途中で試行項目（ワークライフバランス等推進企業を評価する取組）を標準項目に変更	・ 件数が減っている要因としては、北海道開発局として一定の予算で工事を実施しているが、近年は大型工事（工事費大）が多く、また、他省庁からの支出委任工事の依頼も少なかったことが考えられる。 ・ 実勢価格と差があると考えられる部分については見積活用項目を増やす等の対応を実施している。 ・ 対象工事数は9件で、実際に入札参加者が申請したのは1件です。

しているが、対象工事及び実際の申請状況について教えて欲しい。	
--------------------------------	--

I 実施報告

(1) 令和7年度 工事の総合評価落札方式の実施状況

1) 発注の概要

ア 入札実施状況

2) 総合評価落札方式の実施状況

ア 落札時の入札状況

(1) 令和7年度 工事の総合評価落札方式の実施状況

1) 発注の概要(令和8年2月28日時点)

ア 入札実施状況

(ア) 入札方式

一般競争入札 : 15件

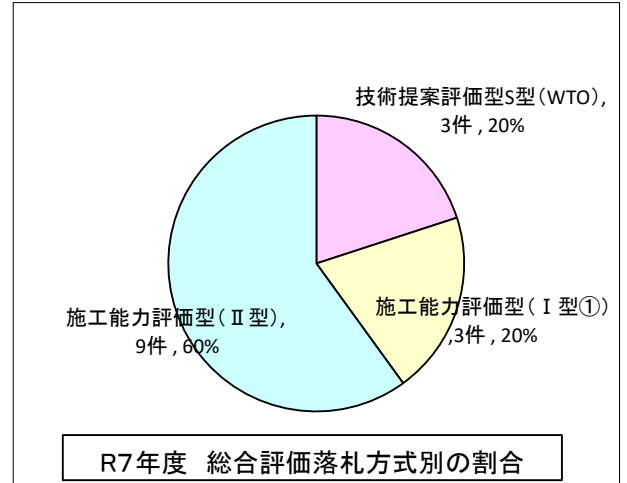
競争に付しても落札者がいない場合の手續(随意契約) : 6件

(イ) 総合評価落札方式

技術提案評価型S型(WTO) : 3件

施工能力評価型(I型①) : 3件

施工能力評価型(II型) : 9件



(ウ) 入札結果

契約済:9件、不調・不落:12件

(単位:件)

R7年度	実施 件数	一般競争入札			随意契約		
		契約	不調	不落	契約	不調	不落
建築	9	4	2	1	2	0	0
電気	2	1	0	1	0	0	0
管	10	2	4	0	0	3	1
機械装置	0	0	0	0	0	0	0
合計	21	7	6	2	2	3	1

(エ) 応募状況と入札参加状況

① 応募状況

(単位/ 件数:件、応募:者)

年度	全体		建築		電気		管		機械装置	
	件数	応募	件数	応募	件数	応募	件数	応募	件数	応募
R5	30	66	20	43	3	9	4	12	3	2
R6	20	28	14	27	1	0	3	0	2	1
R7	15	22	7	13	2	6	6	3	0	0

※ 不調・不落工事を含む

※ 随意契約を除く

※ 申請後、技術審査会前の辞退を除く

② 応募者数と競争参加資格欠格者数及び辞退者数 (単位:者)

年度	応募者	欠格 (内数)	競争参加 資格有	辞退 (内数)	入札者
R5	66	1	65	14	51
R6	28	1	27	5	22
R7	22	1	21	2	19

※ 随意契約を除く

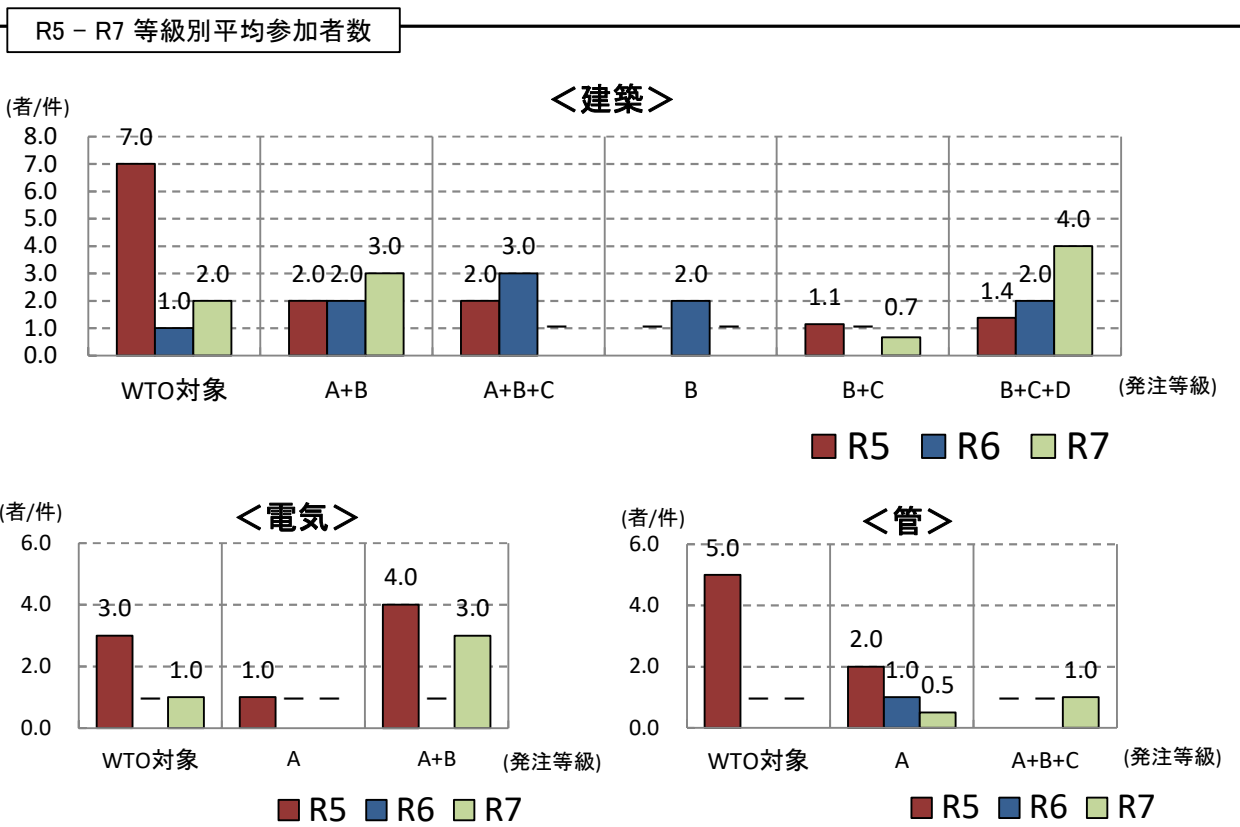
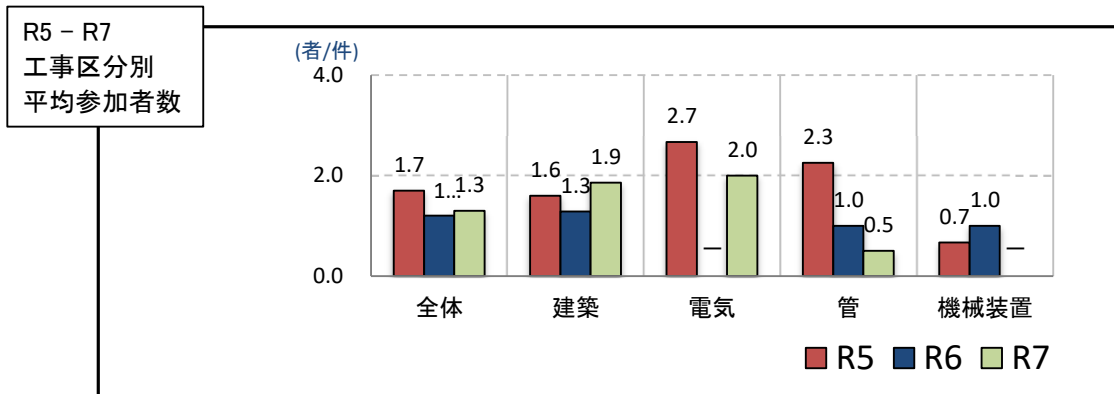
※ 開札前の不参加の申し出は辞退とする。

③ 入札参加状況

(単位/ 件数:件、入札:者)

年度	全体		建築		電気		管		機械装置	
	件数	入札	件数	入札	件数	入札	件数	入札	件数	入札
R5	30	51	20	32	3	8	4	9	3	2
R6	20	22	14	21	1	0	3	0	2	1
R7	15	19	7	12	2	4	6	3	0	0

※ 随意契約を除く

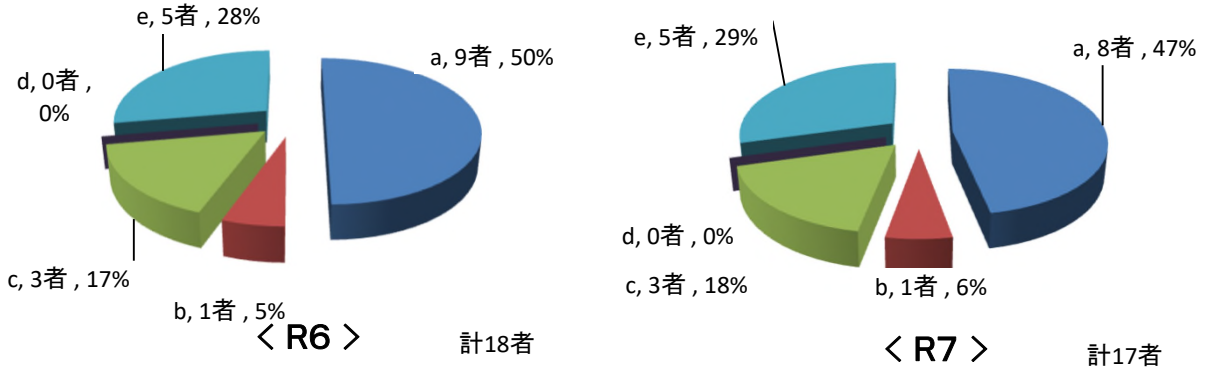


(2)総合評価落札方式の実施状況(令和8年2月28日時点)

ア 落札時の入札状況

(ア) 入札価格

- ・ 予定価格以下調査基準価格以上(a)の入札は47%(8者)であり、R6年度より3ポイント減少し
- ・ 十分な施工体制が確保されることに疑義が有る(以下「疑義有り」という。)(b)はR6年度とほぼ同じ6%(1者)。
- ・ 調査基準価格未満(c)は18%(3者)であり、R6年度より1ポイント増加した。
- ・ 特別重点調査相当価格未満(d)はR6年度と同様になし。
- ・ 予定価格超過(e)は29%(5者)であり、R6年度より1ポイント増加した。



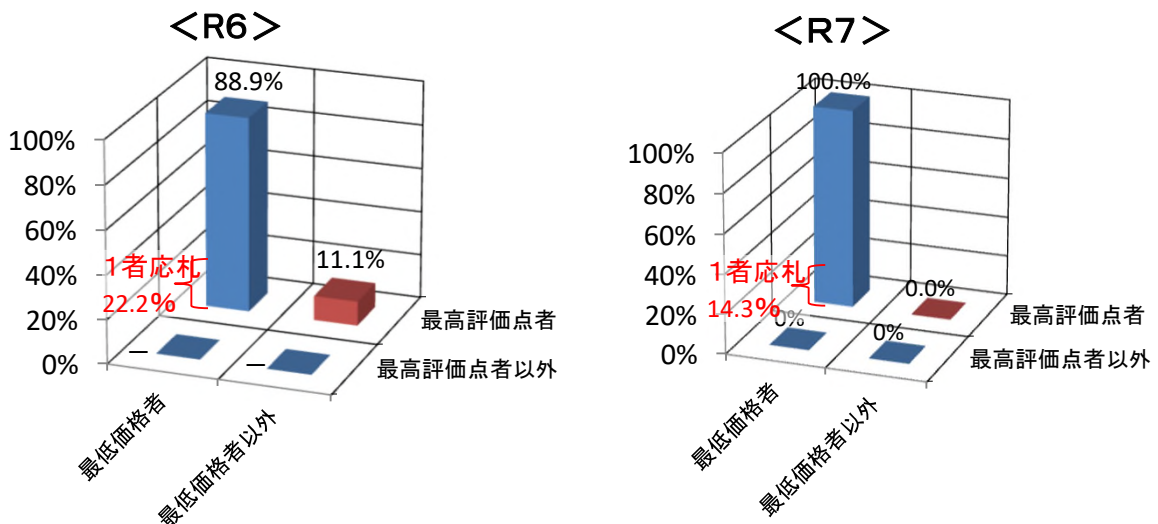
凡例

- a 予定価格以下 調査基準価格以上
- b 疑義有り(予定価格以下 調査基準価格以上で各費目の何れかが基準比率未満)
【基準比率:直接工事費90% 共通仮設費80% 現場管理費80% 一般管理費等30%】
- c 調査基準価格未満 特別重点調査相当価格以上
- d 特別重点調査相当価格未満
- e 予定価格超過

入札価格帯別の割合

(イ) 落札状況

- ・ 最高評価点かつ最低価格者による落札割合(1者応札含む)が前年度88.9%(8件/9件)に対して、100%(7件/7件)と、11ポイント増加した。
- ・ 上記のうち、1社応札の割合は14.3%(1件/7件)で、前年度と比べて8ポイント減少した。
- ・ 最低価格者以外かつ最高評価点者による落札は前年度11.1%(Ⅱ型1件)に対して、今年度はなかった。



落札要因

I 実施報告

(2) 令和7年度 建築関係コンサルタント業務等の実施状況

1 入札実施状況の概要

- (1) 設計業務
- (2) 工事監理業務
- (3) 設計材料実勢価格(営繕)調査業務
- (4) 地質調査

1 入札実施状況の概要

(1)設計業務等

発注方式	年度	R5	R6	R7	
プロポーザル方式 (簡易公募型プロポに準じるものを含む)	発注件数	2	6	0	
	契約	2	3	0	
	不調・不落	0	3	0	
簡易公募型競争入札方式 (総合評価)及び準じた手続き	発注件数	1	0	0	
	契約	1	0	0	
	不調・不落	0	0	0	
				(1月改訂前)	(1月改訂後)
簡易公募型競争入札方式 及び準じた手続き (価格競争)	発注件数	1	2	2	0
	契約	0	1	1	0
	不調・不落	1	1	1	0
				(8月改訂前)	(8月改訂後)
通常指名競争	発注件数	14	5	9	2
	契約	8	4	2	2
	不調・不落	6	1	7	0
随意契約 (設計意図伝達業務)	発注件数	2	0	1	
	契約	2	0	1	
	不調・不落	0	0	0	
合計	発注件数	20	13	14	
	契約	12	8	7	
	不調・不落	7	5	7	

(2)工事監理業務

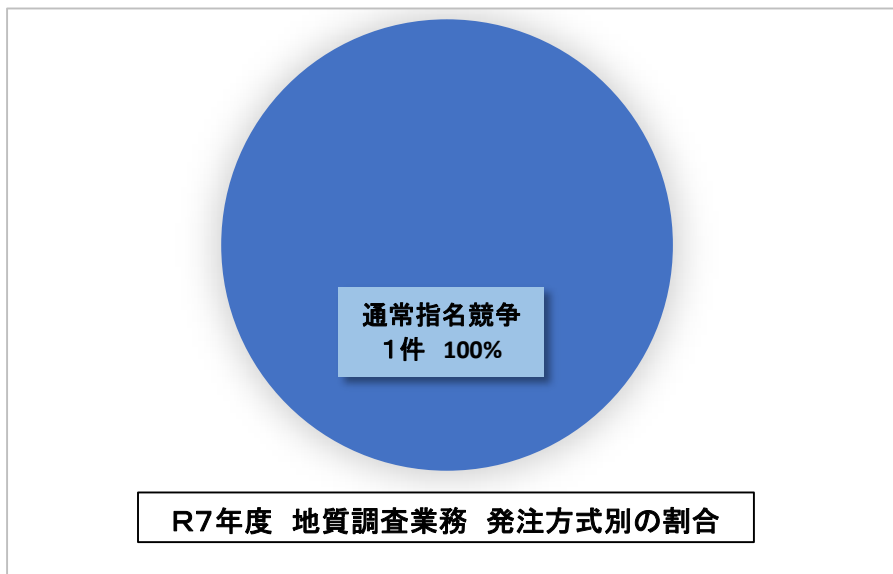
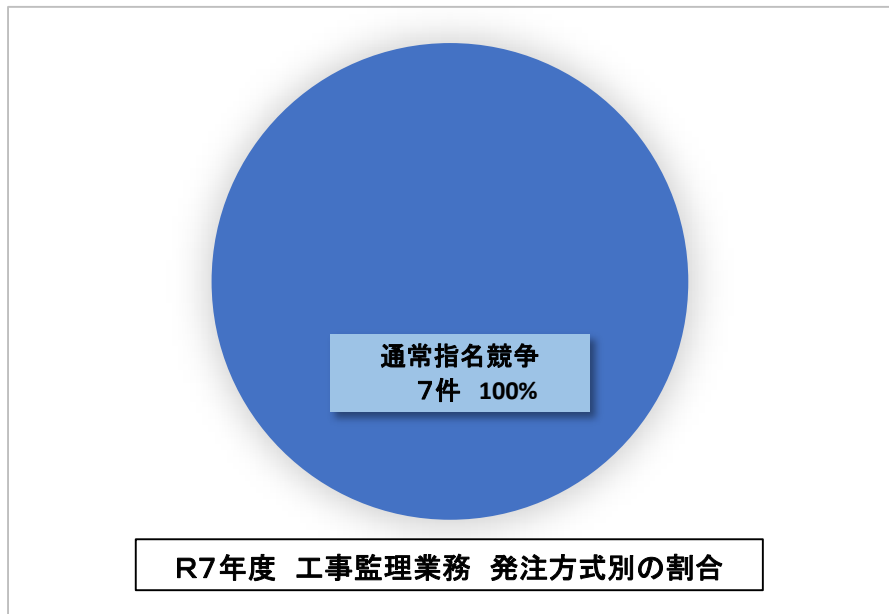
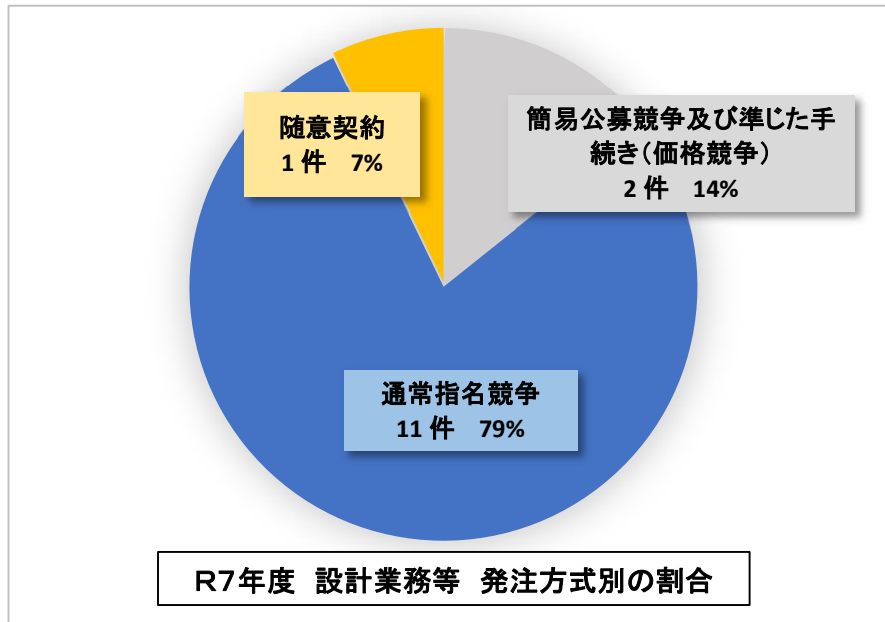
発注方式	年度	R5	R6	R7
簡易公募型競争入札方式 (総合評価)に準じた手続き	発注件数	2	0	0
	契約	1	0	0
	不調・不落	1	0	0
通常指名競争	発注件数	9	9	7
	契約	6	8	7
	不調・不落	3	1	0
合計	発注件数	11	9	7
	契約	7	8	7
	不調・不落	4	1	0

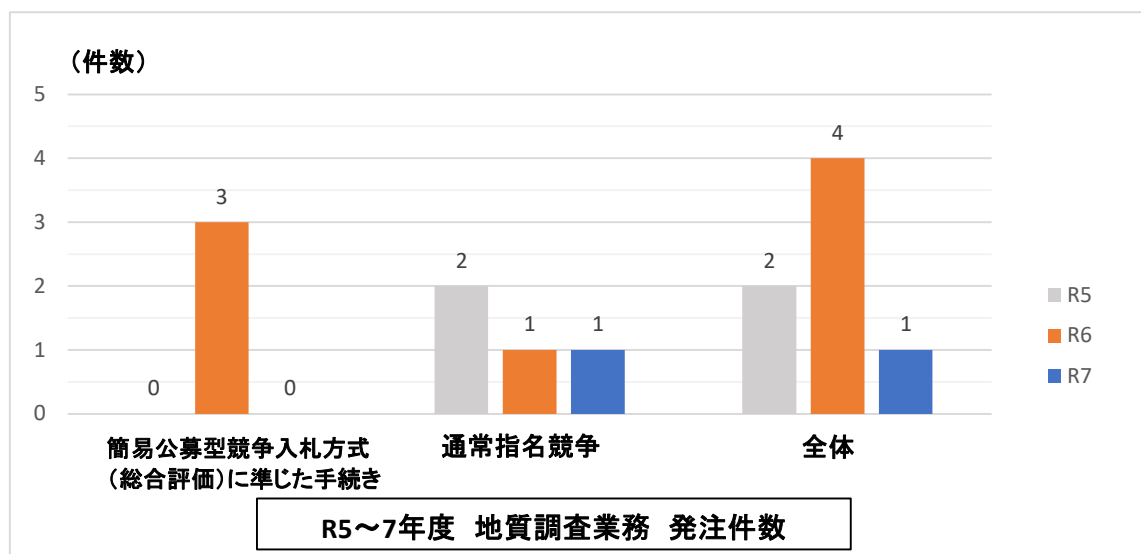
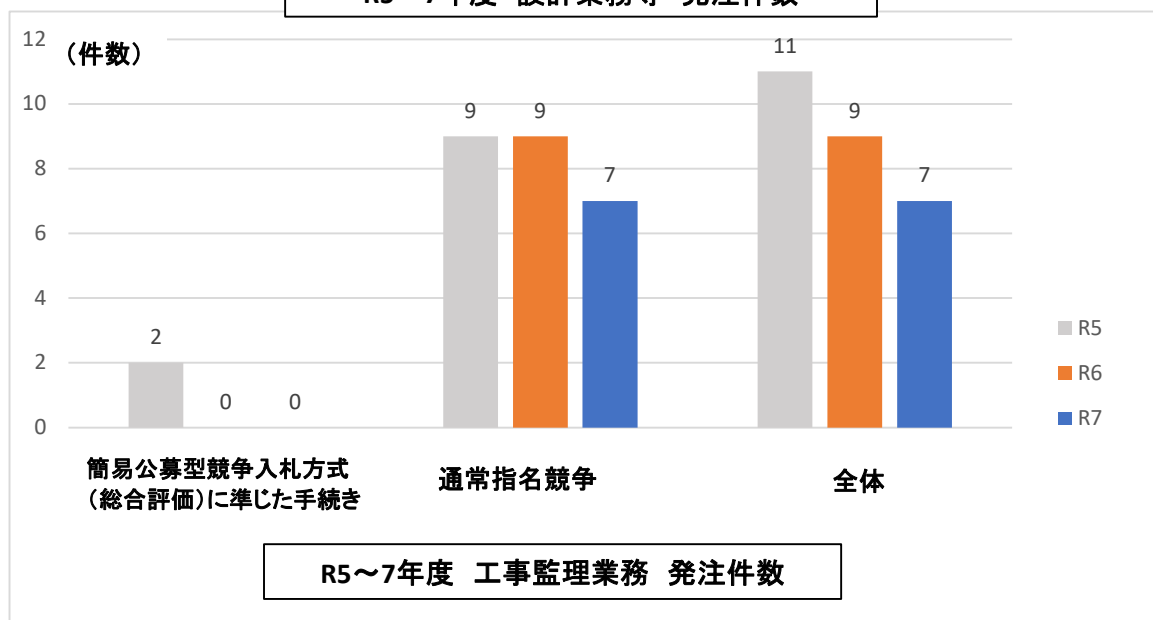
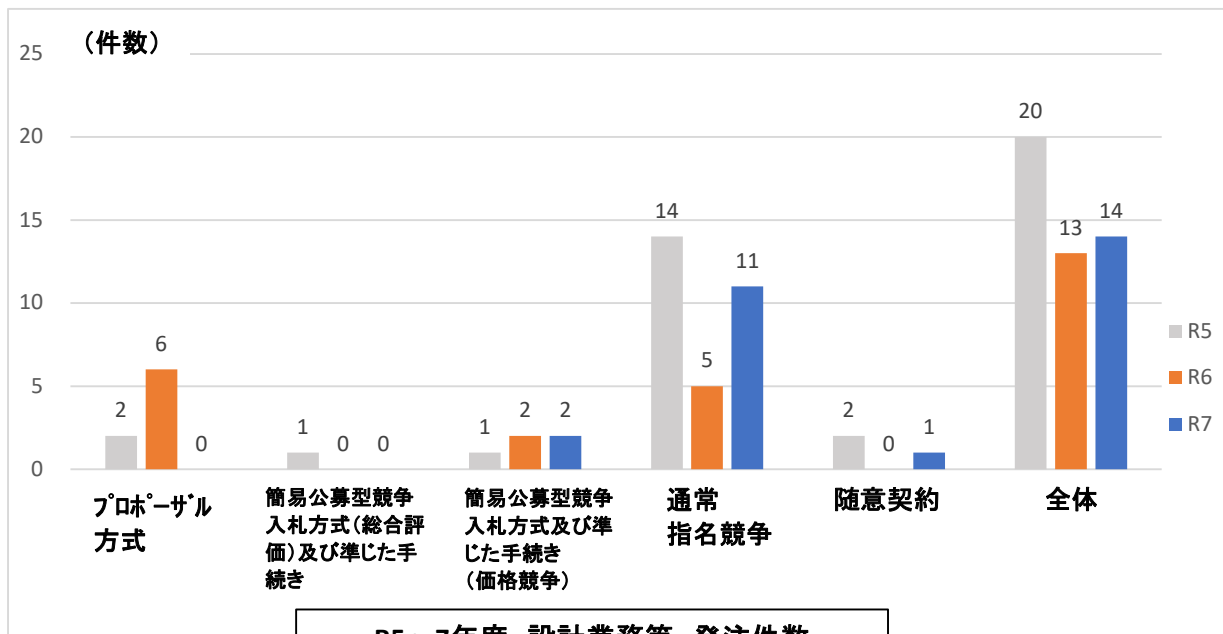
(3)設計材料実勢価格(営繕)調査業務

発注方式	年度	R5	R6	R7
公募型一般競争	発注件数	1	1	1
	契約	1	1	1
	不調・不落	0	0	0

(4)地質調査

発注方式	年度	R5	R6	R7
簡易公募型競争入札方式 (総合評価)に準じた手続き	発注件数	0	3	0
	契約	0	3	0
	不調・不落	0	0	0
通常指名競争	発注件数	2	1	1
	契約	2	1	1
	不調・不落	0	0	0
合計	発注件数	2	4	1
	契約	2	4	1
	不調・不落	0	0	0





(3) 令和7年度 総合評価審査委員による個別審査の概要

1. 適用規則

北海道開発局営繕部総合評価審査委員会規則第9条(雑則)において、委員長が別に定める委員会の運営に必要な事項として、令和7年5月15日に制定された「令和7年度北海道開発局営繕部総合評価審査委員会の運営方針について」の2. 持ち回りによる個別事案審査による。

2. 実施状況

工 事

No	工 事 名 称	総合評価方式	施工体制	審査実施日	担当委員	指摘事項	審査結果
13	留萌開発建設部改修25建築工事	施工能力評価型(I型①)	有り	11/4	岩澤委員	特になし	妥当
12	札幌第1地方合同庁舎改修25電気設備その他工事	技術提案評価型(S型WTO)	有り	11/18	菊田委員	特になし	妥当
11	函館地方合同庁舎改修25建築その他工事	技術提案評価型(S型WTO)	有り	11/18	菊地委員	特になし	妥当

Ⅱ 審議事項

- (1) 令和8年度 工事における総合評価落札方式の運用方針(案)

令和8年度 工事における総合評価落札方式の運用方針 改正概要

1. 運用方針 主な改正点

(1) 運用方針

ア 入札方式の見直し

- (ア) WTO適用対象の工事規模(8.1億円から9.0億円)を改正。
改正理由: 令和8年1月30日付け財務省告示第28号による改正

イ 総合評価落札方式の評価項目の見直し

- (ア) ワークライフバランスが試行工事から標準配点とした。
※令和7年8月1日以降適用済み
改正理由: 「公共工事等におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について」(R7.2.3国官技第377号、国営管第412号、国営計第135号、国営整第176号)に基づく対応。
- (イ) 工事成績相互利用が試行工事から全ての工事を対象とした。
改正理由: 公共建築工事に関する工事成績の相互利用について申し合わせによる対応。

ウ 一般競争参加資格要件の見直し

変更なし

(2) その他

変更なし

2. 標準配点(営繕) 主な改正点

(1) 配点

変更なし

(2) 補足事項

- ア 表現の適正化。

(3) その他

変更なし

3. 試行工事の主な改正点

(1) 試行工事の評価項目の見直し

- (ア) ワークライフバランスを削除した。
改正理由: 試行工事から標準配点に移行
- (イ) 工事成績相互利用を削除した。
改正理由: 試行工事から標準配点に移行

(2) 配点

変更なし

(3) その他

- ア 登録基幹技能者評価型の適用方法を改正した。
改正理由: 北海道開発局営繕部における技能士の適用について(申し合わせ)による対応。

運 用 方 針	
入札方式	<p>1. 一般競争入札(WTO適用対象工事(以下「WTO」という。)) 工事規模9.0億円以上の工事に適用する。</p> <p>2. 一般競争入札(WTO以外) 工事規模9.0億円未満の工事に適用する。</p>
総合評価 落札方式	<p>1. 以下のタイプ選定、加算点及び工事規模については、北海道開発局における工事区分が建築、電気、管又は機械装置による営繕工事に適用する。ただし、WTO以外の機械装置については、工事規模及び工事技術的難易度に係らず、施工能力評価型(Ⅱ型)による。</p> <p>①技術提案評価型(A型WTO):74点を標準とする。(段階的選抜は43点を標準とし、うち20点を技術提案等とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事規模9.0億円以上、かつ高度な施工技術等の技術提案を求めることにより品質の向上、コスト縮減、工期短縮等を特に求める必要がある工事に適用する。 <p>②技術提案評価型(S型WTO):64点を標準とする。(段階的選抜は18点を標準とする。ただし、段階的選抜時に「技術提案の一部」を評価する場合は38点を標準とし、うち20点を技術提案等とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①以外、かつ工事規模9.0億円以上の工事に適用する。 <p>③技術提案評価型(A型WTO以外):74.5点を標準とする。(段階的選抜は56.5点を標準とし、うち20点を技術提案等とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事規模9.0億円未満、かつ高度な施工技術等の技術提案を求めることにより品質の向上、コスト縮減、工期短縮等を特に求める必要がある工事に適用する。 <p>④技術提案評価型(S型WTO以外):61.5点を標準とする。(段階的選抜は27.5点を標準とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事規模9.0億円未満、かつ発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対して施工上の特定の技術的課題等に関する施工上の工夫等の技術提案を求めることにより品質向上が期待出来る工事に適用する。 <p>⑤施工能力評価型(Ⅰ型②):39.5点を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事規模が2.9億円以上(電気及び管の場合は0.9億円以上)9.0億円未満、工事技術的難易度がⅣ以上、かつ施工計画等を求めて企業の能力を評価し監理能力をヒアリングで確認する必要がある工事に適用する。 <p>⑥施工能力評価型(Ⅰ型①):41.5点を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事規模が2.9億円以上(電気及び管の場合は0.9億円以上)9.0億円未満、工事技術的難易度がⅣ以上、又は施工計画等を求めて企業の能力を評価する必要がある工事(施工能力評価型(Ⅰ型②)を除く)に適用する。 <p>⑦施工能力評価型(Ⅱ型):39.5点を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事規模が2.9億円未満(電気及び管の場合は0.9億円未満)、工事技術的難易度がⅢ以下、かつ施工計画等を求めて企業の能力を評価する必要がある工事に適用する。 <p>2. 評価項目【※1】</p> <p>①技術提案評価型(A型WTO) 段階的選抜は技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業及び賃上げを実施する企業を評価する。なお、段階的選抜では施工能力等として、以下を標準的に評価する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 簡易な技術提案 (2) 企業の実績:同種工事の実績 (3) 配置予定技術者の能力:同種工事の実績 (4) ワーク・ライフ・バランスの認定 <p>②技術提案評価型(S型WTO) 段階的選抜は技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業及び賃上げを実施する企業を評価する。なお、段階的選抜では施工能力等として、以下を標準的に評価する。

総合評価 落札方式	<p>(1) 企業の実績:同種工事の実績</p> <p>(2) 配置予定技術者の能力:同種工事の実績</p> <p>(3) ワーク・ライフ・バランスの認定</p> <p>③技術提案評価型(A型WTO以外) 段階的選抜は技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案及び賃上げを実施する企業を評価する。なお、段階的選抜では施工能力等として、以下を標準的に評価する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 簡易な技術提案 (2) 企業の実績:同種工事の実績、工事成績及び優良工事表彰(北海道開発局 i-Con 奨励賞及び国土交通省 i-Construction 大賞又はインフラ DX 大賞含む) (3) 配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績及び優良工事表彰(海外インフラプロジェクト技術者表彰含む) (4) ワーク・ライフ・バランスの認定 <p>④技術提案評価型(S型WTO以外) 段階的選抜は技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案を評価する。 ・賃上げを実施する企業を評価する。 ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)企業の実績:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(北海道開発局 i-Con 奨励賞及び国土交通省 i-Construction 大賞又はインフラ DX 大賞含む)及び NETIS 登録技術 (2)配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(海外インフラプロジェクト技術者表彰含む)及び CPD の取組 ・地域要件として、以下を標準的に評価する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域貢献度:災害活動の実績等(活動の実績、防災活動又は支援体制)及び災害協定の締結 (2) ワーク・ライフ・バランスの認定 <p>⑤施工能力評価型(I型②) 段階的選抜は書面により施工監理能力の確認を行う際、競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施^{【※2】}。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げを実施する企業を評価する。 ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施工計画の評価 (2) 企業の実績:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(北海道開発局 i-Con 奨励賞及び国土交通省 i-Construction 大賞又はインフラ DX 大賞含む)及び NETIS 登録技術 (3) 配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(海外インフラプロジェクト技術者表彰含む)及び CPD の取組 ・地域要件として、以下を標準的に評価する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域精通度:本支店等の所在地及び近隣地域(開発建設部管内)の施工実績 (2) 地域貢献度:災害活動の実績等(活動の実績、防災活動又は支援体制)及び災害協定の締結 (3) ワーク・ライフ・バランスの認定 <p>⑥施工能力評価型(I型①) 段階的選抜は書面により施工監理能力の確認を行う際、競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施^{【※2】}。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げを実施する企業を評価する。 ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 書面による施工監理能力の確認 (2) 企業の実績:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(北海道開発局 i-Con 奨励賞及び国土交通省 i-Construction 大賞又はインフラ DX 大賞含む)及び NETIS 登録技術 (3) 配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(海外インフラプロジェクト技術者表彰含む)及び CPD の取組 ・地域要件として、以下を標準的に評価する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域精通度:本支店等の所在地及び近隣地域(開発建設部管内)の施工実績 (2) 地域貢献度:災害活動の実績等(活動の実績、防災活動又は支援体制)及び災害協定の締結 (3) ワーク・ライフ・バランスの認定
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>総合評価 落札方式</p>	<p>⑦施工能力評価型(Ⅱ型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げを実施する企業を評価する。 ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 企業の実績:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(北海道開発局 i-Con 奨励賞及び国土交通省 i-Construction 大賞又はインフラ DX 大賞含む)及び NETIS 登録技術 (2) 配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(海外インフラプロジェクト技術者表彰含む)及び CPD の取組 ・地域要件として、以下を標準的に評価する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域精通度:本支店等の所在地及び近隣地域(開発建設部管内)の施工実績 (2) 地域貢献度:災害活動の実績等(活動の実績、防災活動又は支援体制)及び災害協定の締結 <p>(3) ワーク・ライフ・バランスの認定</p> <p>※1:評価項目、配点の詳細は「令和8年度 総合評価落札方式の標準配点(営繕)」を参照すること。</p> <p>※2:「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年3月25日付け北開局工管第326号)記1に定める工事は当面実施しない。</p> <p>3. 技術提案又は施工計画等の課題設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題設定については原則として以下から適宜選定するものとし、具体的には工事技術的難易度評価の大項目の A 及び B 評価により課題数及び課題内容を設定する。 <p>【技術提案評価型(A型)】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①技術提案:以下の項目における高度な技術や優れた工夫等を含む提案。 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的なコストの縮減に関する技術提案 ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案 ・社会的要請への対応に関する技術提案 ②施工計画:上記技術提案に係わる具体的な施工計画。 ③簡易な技術提案(段階選抜の場合に実施する) ④ヒアリング:必須だが、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的としているため、ヒアリング自体の審査・評価は行わない。 <p>【技術提案評価型(S型)】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①技術提案:以下の項目から工事内容に応じ、1～2テーマを設定(提案はテーマごとに最大5つまでとし、うち1つ以上は生産性向上に資する提案とすることを標準とする。1テーマにつきA4版1～2枚程度)。 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的なコストの縮減に関する技術提案 ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案 ・社会的要請への対応に関する技術提案 ②ヒアリング:配置予定技術者の監理能力及び技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施。ただし、WTOは配置予定技術者の監理能力を確認するためのヒアリングは行わない。 <p>【施工能力評価型(Ⅰ型②及び①)】</p> <p>(Ⅰ型②)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①施工計画:当該工事において施工上配慮すべき事項等。 ②ヒアリング:配置予定技術者の監理能力を確認。 <p>(Ⅰ型①)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①施工監理能力:配置予定技術者が当該工事において施工上配慮すべき事項等。 <p>4. 施工体制確認型</p> <p>工事規模 0.1億円以上の全ての工事に適用する。</p> <p>※「施工体制確認型総合評価落札方式の試行拡大について」(平成23年9月22日付け事務連絡)により試行。</p>
----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>技術提案等の採否に関する詳細な通知</p>	<p>1. 総合評価落札方式を技術提案評価型(S型)で実施する工事において、技術提案の採否に関する詳細な通知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細な通知の内容 ①○: 加算点を付与する対象となる項目 ②ー: 加算点を付与する対象とならない項目 ③×: 履行を認めない項目(否)、その理由 <p>※「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」(平成22年5月24日付け北開局工管第35号)及び「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施マニュアル(案)の改定について」(平成23年9月2日付け事務連絡)により実施</p> <p>※①及び②の具体的な通知内容については、『総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施マニュアル(案)平成23年9月』に準ずる。</p> <p>【上記マニュアルにおいて、②については、「入札時に技術提案書を提出する際に削除してはならない」に改正されている】</p>
--------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

参加資格の運用方針	
<p>一般競争参加資格要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 2. 北海道開発局における工事区分「○○」^{【※1】}に係る○等級^{【※1】}の一般競争参加資格の決定を受けていること(WTOの場合は、北海道開発局における工事区分「○○」^{【※1】}に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、○○点^{【※1】}以上であること。) 3. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 4. 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。 5. 北海道開発局が発注した工事区分「○○」^{【※1】}に係る工事のうち、過去2年度(この成績が無い場合は、更に2年度遡る)に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が65点以上であること(共同企業体の場合は、構成員毎の平均点の単純平均とする。なお、実績がない単体又は共同企業体の構成員の評定点は65点とする。) 6. 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 7. 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。 8. 北海道内に当該工種の建設業法に基づく、本社、支店(支社)又は営業所が所在すること(共同企業体の場合は、全構成員が所在すること。)。ただし、WTOの場合は適用しない。 9. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 10. 企業として過去15年度以降から技術資料提出期限までに本工事で設定した、より同種性の高い工事又は同種工事の条件を満たす施工実績を有すること(経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が上記施工実績を有し、他の構成員は、より同種性の高い工事、同種工事又は他の構成員の条件を満たす施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体の場合は、代表者以外の構成員の要件を原則として代表者に付する要件より緩和すること。) 11. 配置予定技術者は過去15年度以降から技術資料提出期限までに本工事で設定したより同種性の高い工事又は同種工事の条件を満たす工事経験を有すること(経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社の監理(主任)技術者が上記工事経験を有し、他の構成員の配置技術者の工事経験は問わない。特定建設工事共同企業体の場合は、代表者以外の構成員が配置する技術者の要件を原則として代表者が配置する技術者に付する要件より緩和すること。)及び本工事で設定した監理(主任)技術者としての資格を有すること。 <p>※1: 工事区分、等級、経営事項評価点数は工事ごとに設定すること。</p>

Main evaluation table with columns for evaluation items, criteria, and scores. Includes sub-sections for 'Enterprise Ability', 'Construction Ability', 'Technical Ability', 'Technical Proposals', 'Reduction Items', and 'Score Summary'.

補足事項

- ※1 必須項目及び選択項目の考え方。
 (1) 必須項目は原則適用とする。
 (2) 選択項目は必要に応じて設定。
 (3) 適用なしは、R8年度においては適用なしとする。
- ※2 より同種性の高い工事とは、競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事。同種性が認められる工事とは、競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事。
- ※3 共同企業体の場合は、代表者の実績を評価する。構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- ※4 当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係る実績又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で別紙「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。
- ※5 過去2年度に実績がなければ過去4年度迄遡り、更に実績がなければ過去6年度迄遡り、更に実績がなければ過去8年度迄遡り、更に実績がなければ10年度迄遡る。工事成績評定点の平均点は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までとする。共同企業体の場合は、各構成員の工事成績評定点の平均点を単純平均したものととする。
- ※6 共同企業体の場合は、各構成員毎に評価点を算出し、その平均を評価点とする。(小数点第2位以下を切り捨て)
- ※7 入札手続開始日(公告日)が、切り替え基準日(原則8月1日)の前後により、対象年度を次のとおりとする。
 (1) 工事成績:基準日の前日までは前々年度以前、基準日以降は前年度以前の年度を対象とする。
 (2) 北海道開発局優良工事表彰:基準日の前日までは前年度以前、基準日以降は当該年度以前の年度を対象とする。
 (3) 北海道開発局I-Con奨励賞:基準日の前日までは前年度以前、基準日以降は当該年度以前の年度を対象とする。
 (4) 海外インフラプロジェクト技術者表彰:基準日の前日までは前々年度以前、基準日以降は前年度以前の年度を対象とする。
 国土交通省I-Construction大賞又はインフラDX大賞は、受賞決定日(国土交通省にて報道発表された日)の翌月1日から2年間を対象とする。
- ※8 技術者の従事期間が工期(設計図書、打ち合わせ記録等で専任の免除を明確にした期間を除く)の1/2未満の工事の実績は認めない。ただし、12ヶ月以上の従事期間のものは認める。また、対象期間中に出産・育児等休業を取得した場合は、休業期間に相当する日数を審査対象期間に加える。
- ※9 入札手続開始日(公告日)時点において、掲載期間終了技術については、評価の対象としない。書面による施工監理能力の確認及び技術提案等に記載した技術は、評価の対象としない。
- ※10 共同企業体の場合は、事務所の所在地を評価する。また、参加資格要件を開発建設部管内に本支店営業所が所在とした場合、評価の対象としない。
- ※11 施工場所のある開発建設部管内において、元請けとして施工していること。(原則として、対象となる本来等級の最低金額*0.9以上(最低等級の場合は10,000千円以上)の請負金額の工事に限る。)北海道開発局以外が発注した工事における「同一工事区分」とは、北海道開発局の工事区分のうち、当該工事と同じ工事区分に対応した建設業法の建設工事の種類をいう。共同企業体の場合は、当該共同企業体としての施工実績又は構成員のいずれか1社が施工実績を有していれば評価する。なお、構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。施工実績が北海道開発局の発注した工事の場合、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。
- ※12 施工場所のある開発建設部管内とする。
- 13 国、地方自治体又は公共施設の管理団体(地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO等)からの要請による災害緊急活動又は防災活動や支援体制を対象とする。
- 災害緊急活動とは : 国、地方自治体又は公共施設の管理団体(以下「管理者」という。)が所有又は管理している公共の施設(場所)に関する管内(※12)での災害活動(出動待機、巡回、災害対策用機械の運搬、物資の輸送など直接的に現地の災害活動を行わないものは対象外)。なお、管理者から要請のない活動については、表彰・感謝状・礼状により確認できるもの。
- 防災活動とは : 国、地方自治体、学校、町内会等を含めた管内(※12)での防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動。
- 支援体制とは : 本店、支店及び営業所の社屋を除き、災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地(国又は地方自治体との災害協定において利用可能とする倉庫や土地に限る)の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材(国又は地方自治体との災害協定において利用可能とする資機材に限る)を常時保有している(災害活動時にリースするものは対象外)こと。
- ※14 国又は地方自治体との災害協定締結(建設業団体の協会等を通して国等と締結している場合を含む)が証明されていること。なお、開発局においては本局、北海道庁においては本庁との締結を含む。
- ※15 入札手続開始日(公告日)時点で参加企業に過去3年以上在籍していない者については、加点しない。なお、在籍期間は連続していなければならない。また、資本経営が同じ親会社・子会社間の移籍においても加点しない。
- ※16 1級施工管理技士等とは、当該工事に係る1級国家資格者又はこれと同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者。なお、経験年数10年については、工事内容等を考慮し5年以上とする場合もある。
- ※17 建築CPD運営会議(事務局:公財)建築技術教育普及センター)加入団体が認定する「単位」である12認定時間(単位)／1年間以上を標準とする。なお、1年間とは、前年度4月1日から申請書及び技術資料の提出期限日までの任意の1年(連続12ヶ月間)とする。
 建築CPD運営会議加入団体 : (公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築業協会、建設設備士関係団体CPD協議会、(一財)建設業振興基金、(一社)日本建築構造技術者協会、(一社)日本建築学会、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公財)建築技術教育普及センター
 「機械装置」は対象外とする。
- ※18 技術提案等のテーマ数は、原則以下の通りとする。
 2テーマ以上の場合、テーマごとの満点は設定内容により適宜按分する。
 ・施工能力評価型 (I型①) : 書面による施工監理能力の確認 1テーマ
 (I型②) : 施工計画 1テーマ
 ・技術提案評価型 (S型WTO以外) : 技術提案 1テーマ
 ・技術提案評価型 (S型WTO) : 技術提案 1～2テーマ
 ・技術提案評価型 (A型) : 簡易な技術提案(施工計画) 1テーマ
 : 技術提案 2～3テーマ
 : 簡易な技術提案(施工計画) 1テーマ
 技術提案評価型(S型)においては、技術提案の評価項目の1以上を「生産性向上に資する提案」とすることを標準とする。
- ※19 【 】内は、「簡易な技術提案(施工計画)」を選択しなかった場合の配点を示す。
- ※20 当該項目で加点された受注者(当該工事に活用しない技術で加点された受注者を除く)が、自らの責めにより履行できなかった場合は、工事成績評定点から1点減点する。(特別契約書記載事項)
- ※21 受注者により示された当該工事に係る施工監理能力は、監督職員と協議のうえ適正と認める取組内容を施工計画書に明記し履行すること。
- ※22 受注者により示された施工計画が受注者の責めにより履行できなかった場合は、次の式により得られた点数を工事成績評定点から減点する。(特別契約書記載事項)
 減点数=-5点×不履行評価項目数/評価項目数
- ※23 受注者から提案された技術提案が受注者の責めにより履行できなかった場合は、次の点数を工事成績評定点から減点する。(特別契約書記載事項)
 ・提案の達成率が50%未満 : 10点
 ・提案の達成率が50%以上70%未満 : 8点
 ・提案の達成率が70%以上90%未満 : 5点
 ・提案の達成率が90%以上100%未満 : 3点
- ※24 共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要。
 本取組の配点は加算点の5%以上の整数とする。
 (配点例)
 加算点の合計が60点(本取組に係る加算点を除く)で、本取組に係る配点が加算点(本取組に係る加算点を含む)の5%の場合
 ・本取組に係る加算点:60点×5/95=3.2点=4点(小数点以下切り上げ)
 ・加算点の満点:60点+4点=64点
- ※25 「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。
- ※26 加算点の合計(買上げに係る加算点を除く)が、19点を超え38点以下の場合は2点、38点を超え57点以下の場合は3点、57点を超え76点以下の場合は4点、の配点とする。
- ※27 当該入札において本取組により加点する割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。(加算点の満点が64点であって、本取組に係る加算割合が5%(加算4点)である場合、5点を減点することとなる。)
- ※28 段階的選抜方式の適用する場合は、段階的選抜において設定する。

工事成績相互利用適用対象工事

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課	全ての工事	契約額 500 万円以上の工事	平成 23 年 4 月 1 日以降に完成した工事
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課	全ての工事	契約額 500 万円以上の工事	平成 21 年 4 月 1 日以降に完成した工事
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課	全ての工事	請負金額が 500 万円を超える工事	平成 24 年 4 月 1 日以降に完成した工事
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所	全ての工事	契約額 500 万円以上の工事	平成 19 年 7 月 1 日以降に発注手続を行う工事
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課	一般競争契約に係る全ての工事	契約額 500 万円以上の工事	平成 22 年 4 月 1 日以降に公告する工事
	内閣総務官室(会計担当)			
	沖縄総合事務局開発建設部営繕課	全ての工事	請負金額が 500 万円を超える工事	平成 19 年 4 月 1 日以降に完成した工事
警察庁	警察庁長官官房会計課	全ての工事	契約額 500 万円を超える工事	平成 21 年 8 月 1 日以降に契約した工事
	警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部	全ての工事	契約額 500 万円を超える工事	平成 22 年 4 月 1 日以降に契約した工事
	警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの			
法務省	法務省大臣官房施設課、及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、出入国在留管理庁(旧入国管理局を含む。)、公安調査局	全ての工事	請負代金の総額(当初工事、変更工事及び追加工事の請負代金を合算した額。以下同じ。)が 4,500 万円以上の建築一式工事又は請負代金の総額が 1,500 万円以上のその他工事	平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに完成した工事
			請負代金の総額が 500 万円以上の工事	平成 24 年 4 月 1 日以降に完成した工事

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
外務省	大臣官房会計課	国内において施工する全ての工事（電気、ガス、水道、電話の引込工事又は修繕等は除く）	契約額 500 万円以上の工事	平成 21 年 4 月 1 日以降に完成した工事
財務省	財務本省、国税庁及び地方支分部局の発注に係る工事	全ての工事	請負金額が 500 万円を超える工事	平成 31 年 4 月 1 日以降に公告する工事（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に公告する工事で、契約担当官等の判断により評定の対象とする工事を含む。）
文部科学省	大臣官房会計課、大臣官房文教施設企画・防災部、国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、文化庁、スポーツ庁	全ての工事（電気、ガス、上下水道等の負担金に係る部分は評定対象外）	別添に記載がある場合を除き、原則請負金額が 500 万円を超える工事	平成 20 年 4 月 1 日以降に契約する工事
	国立大学法人等（別添参照）			別添参照
厚生労働省	厚生労働省	建築工事、建築設備工事その他営繕事業に付随する工事	契約金額 500 万円を超える工事	平成 20 年 4 月 1 日以降に発注した工事
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課（～H27.9.30） 農林水産省大臣官房予算課（H27.10.1～）	全ての工事	契約額 250 万円以上の工事	平成 19 年 4 月 1 日以降に完成した工事

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局(営繕部及び営繕事務所)及び北海道開発局営繕部	全ての工事	請負金額が500万円を超える工事	平成19年4月1日以降に完成した工事
	航空局空港技術課(旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。)、地方航空局空港部建築課(旧土木建築課を含む。)及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官(旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。)	全ての工事	契約額500万円以上の工事	平成19年4月1日以降に完成した工事(平成19年4月1日以前に発注した、多年度債務負担による工事を除く)
	北海道開発局開発建設部の発注に係る営繕工事(官庁営繕関係を除く)	庁舎、河川施設、道路施設、公園施設、港湾施設、空港施設、農業施設、漁港施設、宿舍等の建築工事、建築設備工事、その他営繕事業に付随する工事(「受変電設備」「自家発電設備」「電算室関係工事」「太陽光発電設置」「IP-NW、光ケーブル」などの土木工事等は対象外)	契約額500万円以上の工事	令和4年4月1日以降に完成した工事
	各地方整備局、河川・道路・公園等の事務所及び管理所の発注に係る営繕工事(港湾関係・官庁営繕関係を除く)	庁舎、河川施設、道路施設、公園施設、国土交通省宿舍等の建築工事、建築設備工事、その他営繕事業に付随する工事(「受変電設備」「自家発電設備」「電算室関係工事」「太陽光発電設置」「IP-NW、光ケーブル」などの土木工事等は対象外)	契約額500万円以上の工事	令和4年4月1日以降に完成した工事

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限る）	建築工事、電気設備工事、機械設備工事	請負金額が 500 万円を超える工事	平成 20 年 4 月 1 日以降に発注する工事
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局（旧防衛施設局を含む。）及び帯広、東海、熊本各防衛支局（旧防衛施設支局を含む。）	建築工事、設備工事、通信工事	最終請負代金額が 150 万円以上の工事	平成 19 年 8 月 1 日以降に完成した工事
	本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁			平成 28 年 4 月 1 日以降に完成した工事

都道府県 政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
石川県	石川県土木部営繕課	全ての工事	契約額 1 億円以上の工事	平成 19 年 7 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までに完成した工事

※「公共建築工事に関する工事成績の相互利用について」（H19.4.16 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会申し合わせ及び H19.4.16 全国営繕主管課長会議申し合わせ）による。

国立大学法人等

法人類型	法人名称・発注機関等（工事規模）	時期
国立大学法人	東北大学（請負代金額2,000万円を超える工事）	平成20年4月1日以降に契約した工事
	上記以外の国立大学法人	
大学共同利用機関法人	人間文化研究機構 本部事務局 国立歴史民俗博物館 国文学研究資料館 国立国語研究所 国際日本文化研究センター 総合地球環境学研究所 国立民族学博物館	
	自然科学研究機構 本部事務局 国立天文台 核融合科学研究所 岡崎統合事務センター	
	高エネルギー加速器研究機構	
	情報・システム研究機構 本部事務局 国立極地研究所 国立情報学研究所 統計数理研究所 国立遺伝学研究所	
独立行政法人等	国立科学博物館	
	国立文化財機構	
	宇宙航空研究開発機構	
	日本スポーツ振興センター	
	日本学生支援機構	
	国立高等専門学校機構 全ての国立高等専門学校	
	大学改革支援・学位授与機構	
	科学技術振興機構 （請負金額が5,000万円を超える競争に付した工事）	平成22年9月1日以降に完成した工事
国立青少年教育振興機構	平成22年10月1日以降に完成した工事	
日本芸術文化振興会	平成23年4月1日以降に契約する工事	
日本原子力研究開発機構	平成24年10月1日以降に完成した工事	

Ⅱ 審議事項

- (2) 令和8年度 建築関係コンサルタント業務発注方式の運用方針(案)

令和8年度 建築関係コンサルタント業務発注方式等の見直し概要

1 「建築関係コンサルタント業務発注方式の運用方針」の主な変更点 ※同種業務・類似業務、業務成績、技術者表彰の対象期間年度変更は別途資料参照
 ※赤字は今回の改定部分を示す。青字は1月改定部分を示す。

令和7年度	令和8年度	見直し理由
1 適用通達	—	
<p>2 発注方式の概要</p> <p>(1) 設計業務等</p> <p>① 「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」通達記1(5)に規定する設計業務は、プロポーザル方式による。</p> <p>ア 公募型プロポーザル方式(WTO) 対象となる業務1件につき81,000千円以上</p> <p>② ①以外の設計業務等については、競争入札方式を採用することとし以下による。</p> <p>ア 設計業務等のうち、業務内容を踏まえて実施方針等の工夫の余地のあるものは、総合評価方式を採用する。</p> <p>a 公募型競争入札方式(WTO)(総合評価) 対象となる業務1件につき81,000千円以上</p> <p>イ ア以外の設計業務等は、価格競争方式とする。</p> <p>a 公募型競争入札方式(WTO) 対象となる業務1件につき81,000千円以上</p> <p>(2) 工事監理業務</p> <p>① 工事監理業務は次による。</p> <p>(4) 地質調査</p> <p>① 地質調査は、次による。</p>	<p>(1) 設計業務等</p> <p>① 「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」通達記1(5)に規定する設計業務は、プロポーザル方式とし以下による。</p> <p>1 政府調達協定対象業務</p> <p>ア 公募型プロポーザル方式(WTO) 対象となる業務1件につき90,000千円以上</p> <p>2 政府調達協定対象外業務</p> <p>ア 簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続き 対象となる業務1件につき10,000千円以上</p> <p>イ 標準プロポーザル方式 対象となる業務1件につき10,000千円未満</p> <p>② ①以外の設計業務等については、競争入札方式を採用することとし以下による。</p> <p>1 設計業務等のうち、業務内容を踏まえて実施方針等の工夫の余地のあるものは、総合評価方式を採用する。</p> <p>ア 政府調達協定対象業務</p> <p>a 公募型競争入札方式(WTO)(総合評価) 対象となる業務1件につき90,000千円以上</p> <p>イ 政府調達協定対象外業務</p> <p>a 簡易公募型競争入札方式に準じた手続き</p> <p>2 1以外の設計業務等は、価格競争方式とする。</p> <p>a 公募型競争入札方式(WTO) 対象となる業務1件につき90,000千円以上</p> <p>イ 政府調達協定対象外業務</p> <p>a 簡易公募型競争入札方式に準じた手続き 対象となる業務1件につき20,000千円以上</p> <p>b 通常指名競争入札 対象となる業務1件につき20,000千円未満</p> <p>(2) 工事監理業務</p> <p>① 工事監理業務は以下による。</p> <p>(4) 地質調査</p> <p>① 地質調査は、以下による。</p>	<p>政府調達協定対象外業務の入札方式を追記と基準額の改正を反映</p> <p>表現を修正</p>
3 補足事項	—	本運用方針は令和8年3月10日以降に入札・契約手続運営委員会を開催する業務から運用する。
4 予定価格に応じた分類(プロポーザル方式、競争入札方式)	—	政府調達協定対象外 業務欄追記

標準的な業務内容に応じた発注方式事例			
別紙1	<p>令和8年度 建築設計業務 プロポーザル方式の考え方について（案）</p> <p>3 評価基準 (2) 技術提案書を特定するための目安 【ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価】 参加表明者の経験及び能力 次に掲げるいずれかの認定を受けている・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナ えるぼし・えるぼし認定企業） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以 降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基 準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企 業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）</p> <p>※「参加表明者の経験及び能力」及び[]内は令和7年8月1日以降に入札契 約手続きを行う業務から適用する。</p>	<p>3 評価基準 (2) 技術提案書を特定するための目安 【ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価】 参加表明者の経験及び能力 次に掲げるいずれかの認定を受けている・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナ えるぼし・えるぼし認定企業）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以後の 基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・トライく るみん（令和7年4月1日以後の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年 3月31日までの基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日 までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3</p> <p>※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9 条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間 等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。 ※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の 規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基 づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</p>	<p>評価基準の認定要件は「公共工事にお けるワーク・ライフ・バランス等推進企 業を評価する取組について（令和7年4 月8日 北開局工管第6号）」により修 正</p> <p>※別紙1～別紙5 共通</p>
別紙2	<p>令和8年度 建築設計業務 総合評価落札方式（簡易型）の考え方について（案）</p> <p>3 評価基準 (2) 入札段階での評価の目安 地域特性等、地域精通度 下記の順位で評価する。 ①〇〇開発建設部管内に本店がある者を評価する。 ②〇〇開発建設部管内に支店又は営業所等がある者を評価する。</p>	<p>3 評価基準 (2) 入札段階での評価の目安 地域特性等、地域精通度 下記の順位で評価する。 ①〇〇開発建設部管内※1に本店がある者を評価する。 ②〇〇開発建設部管内※1に支店又は営業所等がある者を評価する。</p> <p>※1 〇〇開発建設部管内とは、〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町をいう。</p>	<p>建設コンサルタント選定委員会の資料 内容に合わせ、修正</p> <p>別紙2～別紙6 共通</p>
別紙3	<p>令和7年度 工事監理業務 総合評価落札方式（簡易型）の考え方について（案）</p> <p>3 評価基準（建築設備設計業務の場合は、主任担当技術者の評価ウエイト配分を 業務内容に応じて調整する）</p>	<p>3 評価基準（設備工事監理業務の場合は、主任担当技術者の評価ウエイト配分を 業務内容に応じて調整する）</p>	<p>設備設計となっていたため、設備工事 監理に修正。</p>
別紙4	<p>令和7年度 設計材料実勢価格（営繕）調査業務 総合評価落札方式（簡易型）の考え方について（案）</p> <p>3 評価基準 (1) 総合評価の評価目安 【① 配置予定技術者及び実施方針の評価】 【② 賃上げの実施に関する評価】</p> <p>予定管理技術者の経験及び能力 資格・実績等 技術者資格等 下記の順位で評価する。 ①一級建築士、建築コスト管理士又は技術士（総合技術監理部門（「建設」、「農 業」又は「水産」）（建設部門、農業部門又は水産部門） ②二級建築士、土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）、RCCM（技術士建 設部門と同様の部門又は農業土木部門、水産土木部門又は建設情報部門）又は建築 積算士</p>	<p>3 評価基準 (1) 総合評価の評価目安 【① 配置予定技術者の評価】 【② 実施方針の評価】 【③ ワークライフ・バランス等推進企業に関する評価】 【④ 賃上げの実施に関する評価】</p> <p>予定管理技術者の経験及び能力 資格・実績等 技術者資格等 下記の順位で評価する。 ①一級建築士、建築コスト管理士又は技術士（総合技術監理部門（「建設」、「農 業」又は「水産」）、「建設部門、農業部門又は水産部門」） ②二級建築士、技術士（①以外の全ての部門）、土木学会認定技術者（特別上級、 上級、1級）、RCCM（技術士建設部門と同様の部門又は農業土木部門、水産土木 部門又は建設情報部門）又は建築積算士</p>	<p>実施方針の評価、ワークライフ・バラ ンス等推進企業に関する評価 を追加</p> <p>②技術士の部門を（①以外の全ての部 門）にし、要件緩和</p>

<p>別紙5 令和8年度 地質調査業務 簡易公募型競争入札方式（総合評価）に準じた手続きの考え方について（案）</p> <p>別紙5 令和7年度 地質調査業務 簡易公募型競争入札方式（総合評価）に準じた手続きの考え方について</p> <p>3 評価基準 (1) 技術提案書の提出者を選定するための評価の目安 参加表明書に関する要件 手持ち業務 手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。） 下記項目に該当する場合には指名しない。 ・手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 （手持ち業務とは、主任技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。）</p> <p>改訂</p>	<p>別紙5 令和8年度 地質調査 簡易公募型競争入札方式（総合評価）に準じた手続きの考え方について</p> <p>3 評価基準 (1) 技術提案書の提出者を選定するための評価の目安 参加表明書に関する要件 手持ち業務 手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。） 下記項目に該当する場合には指名しない。 ・手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 （手持ち業務とは、主任技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。） なお、履行期限が令和〇年〇月〇日※2以前となっているものは、手持ち業務に含めない。</p> <p>※2 令和〇年〇月〇日は、開札日を指す。</p>	<p>3 予定価格に応じた分類（プロポーザル方式、競争入札方式）の表現と整合させるため、業務を削除</p> <p>R7.11.11工事管理課発事務連絡「手持ち業務量の制限に関する見直し試行について」により追記</p>
<p>別紙6 令和8年度 建築設計業務 簡易公募型競争入札方式（に準じた手続きも含む）の考え方について（案）</p> <p>別紙6 令和7年度 建築設計業務 簡易公募型競争入札方式に準じた手続きの考え方について</p> <p>1 評価基準 (1) 入札参加者を選定するための評価の目安 「参加表明者」「資格・実績」「資格要件」「技術部門登録等」「当該部門の建設コンサルタント登録等」 ・①当該業務に関する部門（建築関係コンサルタント）の登録有り、本局の業務を希望 ・②建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録をしている者 ・③北海道内に本店、支店又は営業所を有する者 ・④北海道内に一級建築士又は二級建築士が2名以上在籍している者 ・⑤設計内容に即した希望業務（建築一般又は意匠）を登録している者</p>	<p>別紙6 令和8年度 建築設計業務 簡易公募型競争入札方式（に準じた手続きも含む）の考え方について</p> <p>1 評価基準 (1) 入札参加者を選定するための評価の目安 「参加表明者」「資格・実績」「資格要件」「技術部門登録等」「当該部門の建設コンサルタント登録等」 ・①当該業務に関する部門（建築関係コンサルタント）の登録有り、本局の業務を希望 ・②建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録をしている者 ・③北海道内に本店、支店又は営業所を有する者 ・④一級建築士又は二級建築士が1名以上在籍している者 ・⑤設計内容に即した希望業務（建築一般又は意匠）を登録している者</p>	<p>簡易公募型競争入札方式について、表題を改め明確化した。</p> <p>④ 建設コンサルタント業務等指名業者審査基準（営繕） 2 1次選定（選定候補業者群の作成）5. 履行体制と同様とする。 道内に資格者がいる要件と資格者数を緩和し、道外参加者の参加表明を促す。</p> <p>上記 1 評価基準 1月改定対応済み</p>
<p>別紙7 令和8年度 建築工事監理業務 簡易公募型に準じた競争入札方式の考え方について（案）</p> <p>-</p>	<p>別紙7を掲載</p>	<p>別紙6の建築設計業務と同様に、建築工事監理業務の入札参加者を選定するための評価の目安であることから、別紙7として新たに掲載。従前は建設コンサルタント業務等指名業者審査基準（営繕）に掲載していたもの。</p>

第1 令和8年度 建築関係コンサルタント業務発注方式の運用方針

1 適用通達

営繕部の発注する建築関係コンサルタント業務は、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日 建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号）、「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続きの運用について」（平成12年12月6日 建設省厚契発第43号、建設省技調発第191号、建設省営建発第70号）「建築関係建設コンサルタント業務の受注者の選定手続の選定に関する技術的な判断基準」（平成18年3月29日 国営整154号）及び「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」〔平成27年11月（令和5年3月一部改正） 国土交通省 大臣官房会計課、大臣官房技術調査課、大臣官房官庁営繕部整備課、北海道局予算課〕等に基づく発注方法とする。

2 発注方式の概要

(1) 設計業務等

- ① 「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」通達
記1（5）に規定する設計業務は、プロポーザル方式とし以下による。

1 政府調達協定対象業務

- ア 公募型プロポーザル方式（WTO）
対象となる業務1件につき90,000千円以上
- イ 簡易公募型プロポーザル方式
対象となる業務1件につき50,000千円以上
- ウ 簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続き
対象となる業務1件につき10,000千円以上
- エ 標準プロポーザル方式
対象となる業務1件につき10,000千円未満

2 政府調達協定対象外業務

- ア 簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続き
対象となる業務1件につき10,000千円以上
- イ 標準プロポーザル方式
対象となる業務1件につき10,000千円未満

② ①以外の設計業務等については、競争入札方式を採用することとし以下による。

1 設計業務等のうち、業務内容を踏まえて実施方針等の工夫の余地のあるものは、総合評価方式を採用する。

ア 政府調達協定対象業務

- a 公募型競争入札方式（WTO）（総合評価）
対象となる業務1件につき90,000千円以上
- b 簡易公募型競争入札方式（総合評価）
対象となる業務1件につき40,000千円以上
- c 簡易公募型競争入札方式（総合評価）に準じた手続き
対象となる業務1件につき40,000千円未満

イ 政府調達協定対象外業務

- a 簡易公募型競争入札方式に準じた手続き

2 1以外の設計業務等は、価格競争方式とする。

ア 政府調達協定対象業務

- a 公募型競争入札方式（WTO）
対象となる業務1件につき90,000千円以上
- b 簡易公募型競争入札方式
対象となる業務1件につき40,000千円以上
- c 簡易公募型競争入札方式に準じた手続き
対象となる業務1件につき20,000千円以上
- d 通常指名競争入札
対象となる業務1件につき20,000千円未満

イ 政府調達協定対象外業務

- a 簡易公募型競争入札方式に準じた手続き
対象となる業務1件につき20,000千円以上
- b 通常指名競争入札
対象となる業務1件につき20,000千円未満

(2) 工事監理業務

① 工事監理業務は、以下による。

ア 簡易公募型競争入札方式（総合評価）に準じた手続き
対象となる業務1件につき40,000千円以上

イ 通常指名競争入札
上記ア以外の場合

- (3) 設計材料実勢価格（営繕）調査業務
入札方式は一般競争、落札方式は総合評価落札方式（簡易型）による。

- (4) 地質調査
 - ① 地質調査は、以下による。
 - ア 簡易公募型競争入札方式（総合評価）に準じた手続き
対象となる調査1件につき5,000千円以上。
ただし、支持層確認等のボーリング調査の場合は除く。
 - イ 通常指名競争入札
上記ア以外の場合

3 補足事項

本運用方針は令和8年3月10日以降に入札・契約手続運営委員会を開催する業務から運用する。

令和8年度 建築関係コンサルタント業務発注方式等の見直し概要

1 「建築関係コンサルタント業務発注方式の運用方針」の主な変更点 ※同種業務・類似業務、業務成績、技術者表彰の対象期間年度変更は別途資料参照
 ※赤字は今回の改定部分を示す。青字は1月改定部分を示す。

令和7年度	令和8年度	見直し理由
1 適用通達	—	
<p>2 発注方式の概要</p> <p>(1) 設計業務等</p> <p>① 「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」通達記1(5)に規定する設計業務は、プロポーザル方式による。</p> <p>ア 公募型プロポーザル方式(WTO) 対象となる業務1件につき81,000千円以上</p> <p>② ①以外の設計業務等については、競争入札方式を採用することとし以下による。</p> <p>ア 設計業務等のうち、業務内容を踏まえて実施方針等の工夫の余地のあるものは、総合評価方式を採用する。</p> <p>a 公募型競争入札方式(WTO)(総合評価) 対象となる業務1件につき81,000千円以上</p> <p>イ ア以外の設計業務等は、価格競争方式とする。</p> <p>a 公募型競争入札方式(WTO) 対象となる業務1件につき81,000千円以上</p> <p>(2) 工事監理業務</p> <p>① 工事監理業務は次による。</p> <p>(4) 地質調査</p> <p>① 地質調査は、次による。</p>	<p>(1) 設計業務等</p> <p>① 「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」通達記1(5)に規定する設計業務は、プロポーザル方式とし以下による。</p> <p>1 政府調達協定対象業務</p> <p>ア 公募型プロポーザル方式(WTO) 対象となる業務1件につき90,000千円以上</p> <p>2 政府調達協定対象外業務</p> <p>ア 簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続き 対象となる業務1件につき10,000千円以上</p> <p>イ 標準プロポーザル方式 対象となる業務1件につき10,000千円未満</p> <p>② ①以外の設計業務等については、競争入札方式を採用することとし以下による。</p> <p>1 設計業務等のうち、業務内容を踏まえて実施方針等の工夫の余地のあるものは、総合評価方式を採用する。</p> <p>ア 政府調達協定対象業務</p> <p>a 公募型競争入札方式(WTO)(総合評価) 対象となる業務1件につき90,000千円以上</p> <p>イ 政府調達協定対象外業務</p> <p>a 簡易公募型競争入札方式に準じた手続き</p> <p>2 1以外の設計業務等は、価格競争方式とする。</p> <p>a 公募型競争入札方式(WTO) 対象となる業務1件につき90,000千円以上</p> <p>イ 政府調達協定対象外業務</p> <p>a 簡易公募型競争入札方式に準じた手続き 対象となる業務1件につき20,000千円以上</p> <p>b 通常指名競争入札 対象となる業務1件につき20,000千円未満</p> <p>(2) 工事監理業務</p> <p>① 工事監理業務は以下による。</p> <p>(4) 地質調査</p> <p>① 地質調査は、以下による。</p>	<p>政府調達協定対象外業務の入札方式を追記と基準額の改正を反映</p> <p>表現を修正</p>
3 補足事項	—	本運用方針は令和8年3月10日以降に入札・契約手続運営委員会を開催する業務から運用する。
4 予定価格に応じた分類(プロポーザル方式、競争入札方式)	—	政府調達協定対象外 業務欄追記

標準的な業務内容に応じた発注方式事例			
別紙1	<p>令和8年度 建築設計業務 プロポーザル方式の考え方について（案）</p> <p>3 評価基準 (2) 技術提案書を特定するための目安 【ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価】 参加表明者の経験及び能力 次に掲げるいずれかの認定を受けている・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）</p> <p>※「参加表明者の経験及び能力」及び[]内は令和7年8月1日以降に入札契約手続きを行う業務から適用する。</p>	<p>3 評価基準 (2) 技術提案書を特定するための目安 【ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価】 参加表明者の経験及び能力 次に掲げるいずれかの認定を受けている・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以後の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3</p> <p>※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。 ※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</p>	<p>評価基準の認定要件は「公共工事におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について（令和7年4月8日 北開局工管第6号）」により修正</p> <p>※別紙1～別紙5共通</p>
別紙2	<p>令和8年度 建築設計業務 総合評価落札方式（簡易型）の考え方について（案）</p> <p>3 評価基準 (2) 入札段階での評価の目安 地域特性等、地域精通度 下記の順位で評価する。 ①〇〇開発建設部管内に本店がある者を評価する。 ②〇〇開発建設部管内に支店又は営業所等がある者を評価する。</p>	<p>3 評価基準 (2) 入札段階での評価の目安 地域特性等、地域精通度 下記の順位で評価する。 ①〇〇開発建設部管内※1に本店がある者を評価する。 ②〇〇開発建設部管内※1に支店又は営業所等がある者を評価する。</p> <p>※1 〇〇開発建設部管内とは、〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町をいう。</p>	<p>建設コンサルタント選定委員会の資料内容に合わせ、修正</p> <p>別紙2～別紙6共通</p>
別紙3	<p>令和7年度 工事監理業務 総合評価落札方式（簡易型）の考え方について（案）</p> <p>3 評価基準（建築設備設計業務の場合は、主任担当技術者の評価ウエイト配分を業務内容に応じて調整する）</p>	<p>3 評価基準（設備工事監理業務の場合は、主任担当技術者の評価ウエイト配分を業務内容に応じて調整する）</p>	<p>設備設計となっていたため、設備工事監理に修正。</p>
別紙4	<p>令和7年度 設計材料実勢価格（営繕）調査業務 総合評価落札方式（簡易型）の考え方について（案）</p> <p>3 評価基準 (1) 総合評価の評価目安 【① 配置予定技術者及び実施方針の評価】 【② 賃上げの実施に関する評価】</p> <p>予定管理技術者の経験及び能力 資格・実績等 技術者資格等 下記の順位で評価する。 ①一級建築士、建築コスト管理士又は技術士（総合技術監理部門（「建設」、「農業」又は「水産」）（建設部門、農業部門又は水産部門） ②二級建築士、土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）、RCCM（技術士建設部門と同様の部門又は農業土木部門、水産土木部門又は建設情報部門）又は建築積算士</p>	<p>3 評価基準 (1) 総合評価の評価目安 【① 配置予定技術者の評価】 【② 実施方針の評価】 【③ ワークライフ・バランス等推進企業に関する評価】 【④ 賃上げの実施に関する評価】</p> <p>予定管理技術者の経験及び能力 資格・実績等 技術者資格等 下記の順位で評価する。 ①一級建築士、建築コスト管理士又は技術士（総合技術監理部門（「建設」、「農業」又は「水産」）、（建設部門、農業部門又は水産部門） ②二級建築士、技術士（①以外の全ての部門）、土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）、RCCM（技術士建設部門と同様の部門又は農業土木部門、水産土木部門又は建設情報部門）又は建築積算士</p>	<p>実施方針の評価、ワークライフ・バランス等推進企業に関する評価 を追加</p> <p>②技術士の部門を（①以外の全ての部門）にし、要件緩和</p>

<p>別紙5 令和8年度 地質調査業務 簡易公募型競争入札方式（総合評価）に準じた手続きの考え方について（案）</p> <p>別紙5 令和7年度 地質調査業務 簡易公募型競争入札方式（総合評価）に準じた手続きの考え方について</p> <p>3 評価基準 (1) 技術提案書の提出者を選定するための評価の目安 参加表明書に関する要件 手持ち業務 手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。） 下記項目に該当する場合には指名しない。 ・手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 （手持ち業務とは、主任技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。）</p> <p>改訂</p>	<p>別紙5 令和8年度 地質調査 簡易公募型競争入札方式（総合評価）に準じた手続きの考え方について</p> <p>3 評価基準 (1) 技術提案書の提出者を選定するための評価の目安 参加表明書に関する要件 手持ち業務 手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。） 下記項目に該当する場合には指名しない。 ・手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 （手持ち業務とは、主任技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。） なお、履行期限が令和〇年〇月〇日※2以前となっているものは、手持ち業務に含めない。</p> <p>※2 令和〇年〇月〇日は、開札日を指す。</p>	<p>3 予定価格に応じた分類（プロポーザル方式、競争入札方式）の表現と整合させるため、業務を削除</p> <p>R7.11.11工事管理課発事務連絡「手持ち業務量の制限に関する見直し試行について」により追記</p>
<p>別紙6 令和8年度 建築設計業務 簡易公募型競争入札方式（に準じた手続きも含む）の考え方について（案）</p> <p>別紙6 令和7年度 建築設計業務 簡易公募型競争入札方式に準じた手続きの考え方について</p> <p>1 評価基準 (1) 入札参加者を選定するための評価の目安 「参加表明者」「資格・実績」「資格要件」「技術部門登録等」「当該部門の建設コンサルタント登録等」 ・①当該業務に関する部門（建築関係コンサルタント）の登録有り、本局の業務を希望 ・②建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録をしている者 ・③北海道内に本店、支店又は営業所を有する者 ・④北海道内に一級建築士又は二級建築士が2名以上在籍している者 ・⑤設計内容に即した希望業務（建築一般又は意匠）を登録している者</p>	<p>別紙6 令和8年度 建築設計業務 簡易公募型競争入札方式（に準じた手続きも含む）の考え方について</p> <p>1 評価基準 (1) 入札参加者を選定するための評価の目安 「参加表明者」「資格・実績」「資格要件」「技術部門登録等」「当該部門の建設コンサルタント登録等」 ・①当該業務に関する部門（建築関係コンサルタント）の登録有り、本局の業務を希望 ・②建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録をしている者 ・③北海道内に本店、支店又は営業所を有する者 ・④一級建築士又は二級建築士が1名以上在籍している者 ・⑤設計内容に即した希望業務（建築一般又は意匠）を登録している者</p>	<p>簡易公募型競争入札方式について、表題を改め明確化した。</p> <p>④ 建設コンサルタント業務等指名業者審査基準（営繕） 2 1次選定（選定候補業者群の作成）5. 履行体制と同様とする。 道内に資格者がいる要件と資格者数を緩和し、道外参加者の参加表明を促す。</p> <p>上記 1 評価基準 1月改定対応済み</p>
<p>別紙7 令和8年度 建築工事監理業務 簡易公募型に準じた競争入札方式の考え方について（案）</p> <p>-</p>	<p>別紙7を掲載</p>	<p>別紙6の建築設計業務と同様に、建築工事監理業務の入札参加者を選定するための評価の目安であることから、別紙7として新たに掲載。従前は建設コンサルタント業務等指名業者審査基準（営繕）に掲載していたもの。</p>

4 予定価格に応じた分類（プロポーザル方式、競争入札方式）

・ 建築設計業務・設備設計業務

	①プロポーザル方式		競争入札方式			
			②総合評価		③価格競争	
9000万円以上 未満	公募型 (WTO)		公募型 (WTO)		公募型 (WTO)	
5000万円以上 未満	簡易公募型	簡易公募型に準じた	簡易公募型	簡易公募型に準じた	簡易公募型	簡易公募型に準じた
	簡易公募型に準じた				簡易公募型に準じた※1	
1000万円以上 未満			簡易公募型に準じた			
	標準	標準			通常指名競争	通常指名競争
		政府調達協定対象外※2	政府調達協定対象外※2		政府調達協定対象外※2	

※1 簡易公募型に準じた競争入札方式が不調の場合、通常指名競争を適用することができる。

※2 政府調達協定対象外：実施設計を単独で発注するもの

・ 地質調査

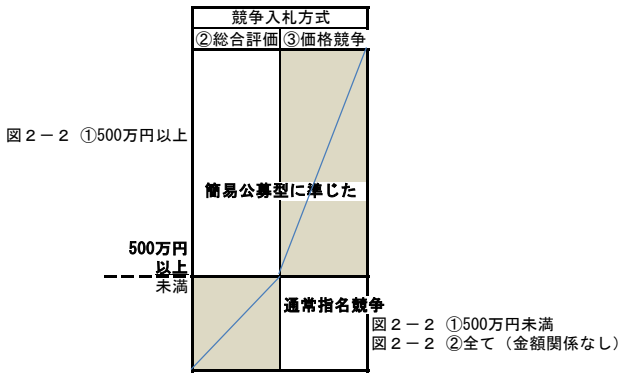
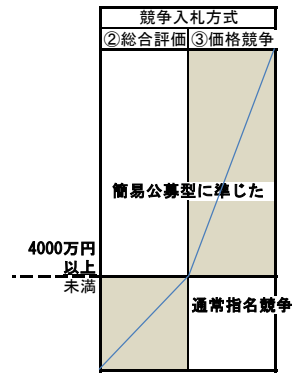


図2-2 ① ボーリング調査（設計、解析用）

図2-2 ② ボーリング調査（支持層確認、改良チェック等）

・ 工事監理業務

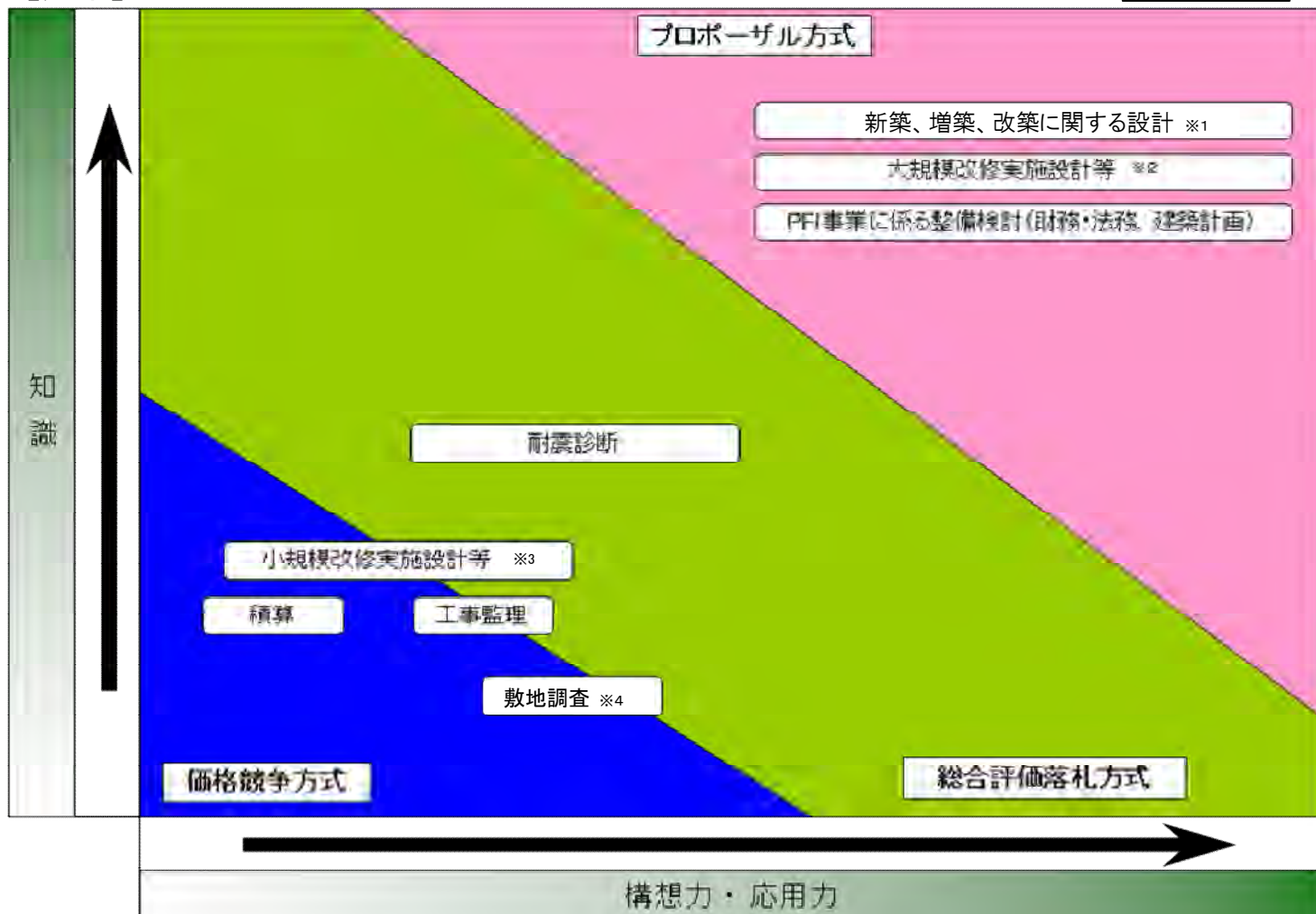


※簡易公募型に準じた競争入札方式の②総合評価が不調の場合、原則として③価格競争を適用する。

4 標準的な業務内容に応じた発注方式事例

【建築】

図2-1



※1 建築士法第3条又は第3条の2に規定する設計

※2 耐震改修実施設計、建築士法第3条又は第3条の2に規定する改修設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある設計

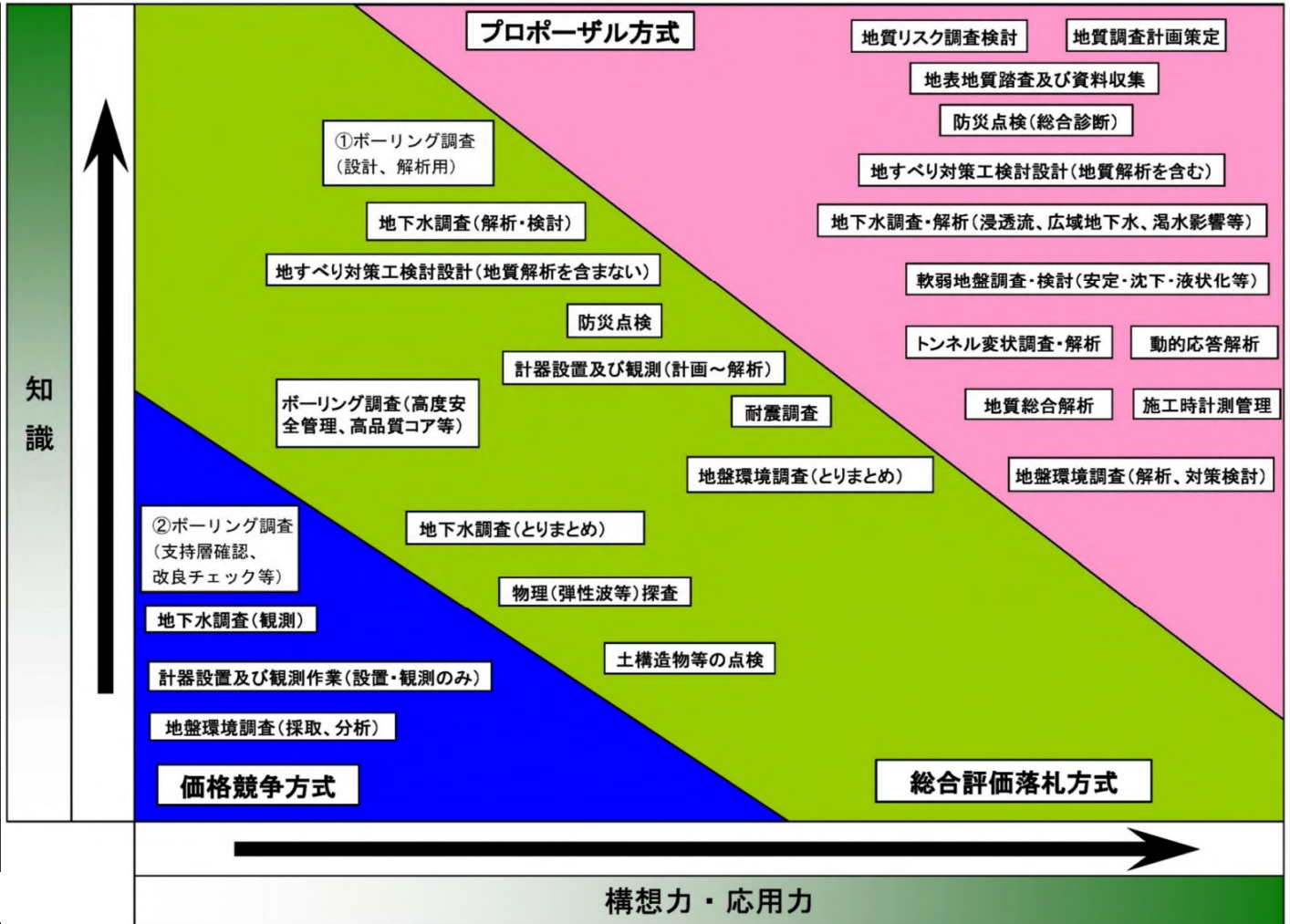
※3 ※2以外の実施設計

※4 総合評価落札方式と価格競争方式の区分については、【測量調査】又は【地質調査】の区分に準ずる

※5 設計協議方式については上図によらないものとする

建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインより

(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。



建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインより

(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

別紙 1

令和 8 年度 建築設計業務 プロポーザル方式の考え方について

- 1 参加表明者を対象に技術的能力の審査を行う。
- 2 技術提案書提出者により提出された技術提案書について評価する。
- 3 評価基準（建築設備設計業務の場合は、主任担当技術者の評価ウエイト配分を業務内容に応じて調整する）

(1) 技術提案書の提出者を選定するための評価の目安

評価項目	評価の着目点			評価のウエイト		
	判断の目安			(参考)	小計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 (各主任担当技術者に、業務実施上の必要な資格条件を設定した場合は、その主任担当技術者の評価を行わない。)	管理技術者		0	5 (18%)
			主任担当技術者	総合	2	
				構造	1	
				電気 機械	1	
技術力	平成 28 年 4 月 1 日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務の実績（実績の有無及び、携わった立場） 【標準として過去 10 年とする。注：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること。】	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		5.6	14 (50%)
			主任担当技術者	総合	4.2	
				構造	1.4	
				電気 機械	1.4	
別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の者のうち、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに履行が完了した設計業務の実績（複数の実績がある場合は評価点の平均点）。ただし、令和 8 年 7 月末までは令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年とする。 【標準として過去 5 年とする。】	以下の順で評価する。 ① 75 点以上の業務実績がある（加点） ② 65 点以上 75 点未満の業務実績がある（加点） ③ 業務実績がない（0 点） ④ 65 点未満の業務実績がある（減点）	管理技術者		2.4	6 (21%)	
			主任担当技術者	総合		1.8
				構造		0.6
				電気 機械		0.6

<p>令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した技術者表彰の有無。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5か年とする。</p> <p>【標準として過去5年とする。】</p>	<p>令和3年度から令和7年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 局長表彰の実績あり ② 営繕部長表彰の実績あり</p> <p>【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラDX大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局 i-con奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。】</p>	管理技術者	1.2	<p>3 (11%)</p>	
		主任担当	総合		0.9
		技術者	構造		0.3
			電気		0.3
			機械		0.3
合 計			28 (100%)		

(2) 技術提案書を特定するための目安

評価項目	評価の着目点			評価のウエイト		
	判断の目安			(参考)	小計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 (各主任担当技術者に、業務実施上の必要な資格条件を設定した場合は、その主任担当技術者の評価を行わない。)	管理技術者		0	5 (5%)
			主任担当技術者	総合	2	
				構造	1	
				電気 機械	1	
技術力	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場)。 【標準として過去10年とする。注:海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること。】	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		5.6	14 (14%)
			主任担当技術者	総合	4.2	
				構造	1.4	
				電気 機械	1.4	
別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の者のうち、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した設計業務の実績(複数の実績がある場合は評価点の平均点)。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。 【標準として過去5年とする。】	以下の順で評価する。 ①75点以上の業務実績がある(加点) ②65点以上75点未満の業務実績がある(加点) ③業務実績がない(0点) ④65点未満の業務実績がある(減点)	管理技術者		2.4	6 (6%)	
		主任担当技術者	総合	1.8		
			構造	0.6		
			電気 機械	0.6		

	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した技術者表彰の有無。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5か年とする。 【標準として過去5年とする。】	令和3年度から令和7年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 営繕部長表彰の実績あり 【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラDX大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局i-con奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。】	管理技術者	1.2	3 (3%)
	主任担当	総合	0.9		
技術者	構造	0.3			
	電気	0.3			
	機械	0.3			
CPD取得単位の状況	CPD取得単位の状況の評価する。	管理技術者	1.4	7 (7%)	
		主任担当	総合		1.4
		技術者	構造		1.4
			電気		1.4
			機械		1.4
参加表明者の経験及び能力	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準） ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	0.5	0.5 (0.5%)	

業務実施方針 及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う。)	業務の理解度 及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	8	6.5 (65%)
	業務の実施方針	業務への取組み体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について(ただし、特定テーマに対する内容を除く。)、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	1.2	
	特定テーマに対する 技術提案	テーマ①について、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。	1.5	
		テーマ②③について、同上。	1.5	
合計			100.5 (100%)	

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

別紙2

令和8年度 建築設計業務 総合評価落札方式（簡易型）の考え方について

- 1 価格評価点と技術評価点の比率は、1：1とする。
- 2 予定価格制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかにヒアリングを行い、技術提案に対する履行確実性の評価を行う。
- 3 評価基準（建築設備設計業務の場合は、主任担当技術者の評価ウエイト配分を業務内容に応じて調整する）

（1）技術提案書の提出者を選定するための評価の目安

評価項目	評価の着目点			評価ウエイト		
	判断の目安			(参考)	小計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 (各主任担当技術者に、業務実施上の必要な資格条件を設定した場合は、その主任担当技術者の評価を行わない。)	管理技術者		0	5 (18%)
			主任担当技術者	総合	2	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
技術力	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） 【標準として過去10年とする。注：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		5.6	14 (50%)
			主任担当技術者	総合	4.2	
				構造	1.4	
				電気	1.4	
				機械	1.4	
別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の者のうち、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した設計業務の実績（複	以下の順で評価する。 ① 75点以上の業務実績がある（加点） ② 65点以上75点未満の業務実績がある（加点） ③ 業務実績がない（0点） ④ 65点未満の業務実績がある（減点）		管理技術者		2.4	6 (21%)
			主任担当技術者	総合	1.8	
				構造	0.6	
				電気	0.6	
				機械	0.6	

	<p>数の実績がある場合は評価点の平均点)。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。</p> <p>【標準として過去5年とする。】</p>																
	<p>令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した技術者表彰の有無。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。</p> <p>【標準として過去5年とする。】</p>	<p>令和3年度から令和7年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順で評価する。</p> <p>① 局長表彰の実績あり ② 営繕部長表彰の実績あり</p> <p>【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラDX大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局 i-con 奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。】</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">管理技術者</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主任担当 技術者</td> <td>総合</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>0.3</td> </tr> </table>	管理技術者		1.2	主任担当 技術者	総合	0.9	構造	0.3	電気	0.3	機械	0.3	3 (11%)	
管理技術者		1.2															
主任担当 技術者	総合	0.9															
	構造	0.3															
	電気	0.3															
	機械	0.3															
合計点				28 (100%)													

(2) 入札段階での評価の目安

【① 配置予定技術者の評価】

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	
	判断の目安			(参考)	小計
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 (各主任担当技術者に、業務実施上の必要な資格条件を設定した場合は、その主任担当技術者の評価を行わない。)	管理技術者 主任担当技術者 総合 構造 電気 機械	0 2 1 1 1	5 (8%)
技術力	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場) 【標準として過去10年とする。注:海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者 総合 構造 電気 機械	5.6 4.2 1.4 1.4 1.4	14 (23%)
	別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の者のうち、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した設計業務の実績(複数の実績がある場合は評価点の平均点)。ただし、令和7年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。 【標準として過去5年とする。】	以下の順で評価する。 ① 75点以上の業務実績がある(加点) ② 65点以上75点未満の業務実績がある(加点) ③ 業務実績がない(0点) ④ 65点未満の業務実績がある(減点)	管理技術者 主任担当技術者 総合 構造 電気 機械	2.4 1.8 0.6 0.6 0.6	6 (10%)

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	
		判断の目安		(参考)	小計
		令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した技術者表彰の有無。ただし、令和7年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。 【標準として過去5年とする。】	令和3年度から令和7年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 営繕部長表彰の実績あり 【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラDX大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局i-con奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。】	管理技術者 主任担当技術者	1.2 総合 0.9 構造 0.3 電気 0.3 機械 0.3
	CPD取得単位状況	CPD取得単位を評価する。	管理技術者 主任担当技術者	1.4 総合 1.4 構造 1.4 電気 1.4 機械 1.4	7 (12%)
地域特性等	地域精通度	下記の順位で評価する。 ①〇〇開発建設部管内※ ¹ に本店がある者を評価する。 ②〇〇開発建設部管内※ ¹ に支店又は営業所等がある者を評価する。		2	2 (3%)

【② 実施方針の評価】

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	
		判断基準		(参考)	小計
業務実施方針及び手法（評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。）		業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。		8
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。		12	
合計点				57 (94%)	

【③ 賃上げの実施に関する評価】

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施を表明した企業等	令和8年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	3 (5%)
	令和8年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度(又は前年)において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。	4点減点
総合計点 [合計点]		60 (99%)

【④ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価】

参加表明者の経験及び能力	次に掲げるいずれかの認定を受けている <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ※2 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以降の基準)・くるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)) ・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) ※3 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※4 	0.5 (0.8%)
総合計点		60.5 (100%)

※1 ○○開発建設部管内とは、○○市、○○市、○○町、○○町をいう。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。

- ※3 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の 2 の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※4 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

別紙3

令和8年度 工事監理業務 総合評価落札方式（簡易型）の考え方について

- 1 価格評価点と技術評価点の比率は、1：1とする。
- 2 予定価格制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかにヒアリングを行い、技術提案に対する履行確実性の評価を行う。
- 3 評価基準（設備工事監理業務の場合は、主任担当技術者の評価ウエイト配分を業務内容に応じて調整する）
 - (1) 技術提案書の提出者を選定するための評価の目安

評価項目	評価の着目点			評価ウエイト		
	判断の目安			(参考)	小計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 (各主任担当技術者に、業務実施上の必要な資格条件を設定した場合は、その主任担当技術者の評価を行わない。)	管理技術者	0	5 (18%)	
			主任担当技術者	総合		2
				構造		1
				電気		1
				機械		1
技術力	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場) 【標準として過去10年とする。注：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	5.6	14 (50%)	
			主任担当技術者	総合		4.2
				構造		1.4
				電気		1.4
				機械		1.4

	<p>別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の者のうち、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した工事監理、設計業務の実績（複数の実績がある場合は評価点の平均点）ただし、令和8年7月31日までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。</p> <p>【標準として過去5年とする。】</p>	<p>以下の順で評価する。</p> <p>① 75点以上の業務実績がある（加点） ② 65点以上75点未満の業務実績がある（加点） ③ 業務実績が無い（0点） ④ 65点未満の業務実績がある（減点）</p>	管理技術者	2.4	6 (21%)	
			主任担当技術者	総合		1.8
				構造		0.6
				電気		0.6
				機械		0.6
<p>令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した技術者表彰の有無。ただし、令和8年7月31日までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。</p> <p>【標準として過去5年とする。】</p>	<p>令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 局長表彰の実績あり ② 営繕部長表彰の実績あり</p> <p>【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラDX大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局 i-con 奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。】</p>	管理技術者	1.2	3 (11%)		
		主任担当技術者	総合		0.9	
			構造		0.3	
			電気		0.3	
			機械		0.3	
合計点				28 (100%)		

(2) 入札段階での評価の目安

【① 配置予定技術者の評価】

評価項目	評価の着目点			評価ポイント	
		判断の目安	(参考)	小計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 (各主任担当技術者に、業務実施上の必要な資格条件を設定した場合は、その主任担当技術者の評価を行わない。)	管理技術者 主任担当技術者 総合 構造 電気 機械	0 2 1 1 1	5 (8%)
技術力	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場) 【標準として過去10年とする。注:海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者 総合 構造 電気 機械	5.6 4.2 1.4 1.4 1.4	14 (23%)
	別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の者のうち、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した工事監理、設計業務の実績(複数の実績がある場合は評価点の平均点)ただし、令和8年7月31日までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。 【標準として過去5年とする。】	以下の順で評価する。 ① 75点以上の業務実績がある(加点) ② 65点以上75点未満の業務実績がある(加点) ③ 業務実績が無い(0点) ④ 65点未満の業務実績がある(減点)	管理技術者 主任担当技術者 総合 構造 電気 機械	2.4 1.8 0.6 0.6 0.6	6 (10%)
	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した技術者表彰の有無。ただし、令和8年7月31日までは令和	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。	管理技術者 主任担当技術者 総合 構造 電気 機械	1.2 0.9 0.3 0.3 0.3	3 (5%)

評価項目	評価の着目点		評価ウエイト	
		判断の目安	(参考)	小計
	2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。 【標準として過去5年とする。】	① 局長表彰の実績あり ② 営繕部長表彰の実績あり 【注: 海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラDX大賞(業務部門)は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局i-con奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。】		
	CPD取得単位状況	CPD取得単位を評価する。	管理技術者 主任担当技術者	1.4 1.4 1.4 1.4 1.4
地域特性等	地域精通度	下記の順位で評価する。 ①〇〇開発建設部管内 ^{*1} に本店がある者を評価する。 ②〇〇開発建設部管内 ^{*1} に支店又は営業所等がある者を評価する。	2	2 (3%)

【② 実施方針の評価】

評価項目	評価の着目点		評価ウエイト	
		判断基準	(参考)	小計
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	8	20 (33%)
	業務の実施方針	業務への取組体制、工事監理チームの特徴、特に重視する工事監理上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	12	
合計点			57 (94%)	

【③ 賃上げの実施に関する評価】

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施を表明した企業等	令和8年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	3 (5%)
	令和8年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年度比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度(又は前年)において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。	4点減点
総合計点 [合計点]		60 (99%)

【④ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価】

参加表明者の経験及び能力	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)※2 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)※3 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※4	0.5 (0.8%)
総合計点		60.5 (100%)

- ※1 ○○開発建設部管内とは、○○市、○○市、○○町、○○町をいう。
- ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条若しくは第 12 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。
- ※3 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の 2 の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※4 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

別紙 4

令和 8 年度 設計材料実勢価格（営繕）調査業務 総合評価落札方式（簡易型）の
考え方について

- 1 価格評価点と技術評価点の比率は、1 : 1とする。
- 2 予定価格制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかにヒアリングを行い、技術提案に対する履行確実性の評価を行う。
- 3 評価基準

総合評価の評価目安

【① 配置予定技術者の評価】

評価項目				評価の着目点		評価ウェイト
				判断基準		
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	下記の順位で評価する。 ① 一級建築士、建築コスト管理士又は技術士（総合技術監理部門（「建設」、「農業」又は「水産」）、建設部門、農業部門又は水産部門） ② 二級建築士、 技術士（①以外の全ての部門） 、土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）、RCCM（技術士建設部門と同様の部門又は農業土木部門、水産土木部門又は建設情報部門）又は建築積算士 ※上記以外の場合は競争参加資格を有しない		①12.5 ② 8.0
		専門技術力	業務執行技術力（同種又は類似業務の実績の内容）	下記の順位で評価する。 ① 平成 28 年度以降【標準として過去 10 年】公示日までに履行が完了した同種業務の実績がある。 ② 平成 28 年度以降【標準として過去 10 年】公示日までに履行が完了した類似業務の実績がある。 ※上記以外の場合は競争参加資格を有しない ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。 ※海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績は評価対象とする。		①12.5 ② 6.0
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力（管理技術者として従事した業務成績及び技術者表彰の有無）	令和 4 年度から令和 7 年度末【標準として過去 4 年】までに履行が完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の業種区分「建築関係コンサルタント」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ①80 点以上 ②77 点以上 80 点未満 ③74 点以上 77 点未満 ④71 点以上 74 点未満 ⑤68 点以上 71 点未満 ⑥65 点以上 68 点未満 ⑦60 点以上 65 点未満 ⑧成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 ※60 点未満の場合は競争参加資格を有しない		①21 ②18 ③15 ④12 ⑤ 9 ⑥ 6 ⑦ 0 ⑧加点しない

			<p>令和4年度から令和7年度末【標準として過去4年】までに履行が完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 局長表彰の実績有り ② 部長表彰の実績有り</p> <p>※海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰 は、部長表彰と同等に評価する。また、国土交通省インフラ DX 大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通省大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価する。北海道開発局 i-con 奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価する。ただし、これらの表彰の評価においては①、②の順位で評価し、重複評価はしない。</p>	<p>① 4 ② 2</p>
--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------

【② 実施方針の評価】

<p>工程表 実施方針・実施フロー</p>	<p>業務理解度</p>	<p>目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</p>	<p>25</p>
	<p>実施手順</p>	<p>業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。</p>	<p>25</p>

【③ 賃上げの実施に関する評価】

評価項目	評価基準	配点割合
<p>賃上げの実施を表明した企業等</p>	<p>令和9年4月以降に開始する最初の事業年度または令和9年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】</p> <p>令和9年4月以降に開始する最初の事業年度または令和9年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】</p>	<p>6点 (6%)</p>
<p>賃上げを実施表明した企業のうち、賃上げ基準に達していない企業に対する減点措置</p>	<p>賃上げを実施表明した企業のうち、賃上げ基準に達していない企業に対する減点措置を行う。</p> <p>前事業年度（又は前年）において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。</p>	<p>7点減点</p>

【④ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価】

経験及び能力 参加表明者の	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業） ※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・トライくるみん令和7年4月1日以後の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業） ※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） ※3	0.5
総合計点			106.5 (100%)

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。※1-1）をいう。

※1-1 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

別紙 5

令和 8 年度 地質調査 簡易公募型競争入札方式（総合評価）に準じた手続きの
考え方について

- 1 価格評価点と技術評価点の比率は、1 : 1 とする。
- 2 予定価格制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかにヒアリングを行い、技術提案に対する履行確実性の評価を行う。
- 3 評価基準
 - (1) 技術提案書の提出者を選定するための評価の目安（10 者程度を選定する。ただし、参加表明者が 10 者に満たない場合は選定を行わず、資格要件を満たさない者を除き、参加表明者全てを参加させる）

評価項目				評価の着目点		評価ウェイト	
				判断基準	(参考)	小計	
参加表明書に関する要件	資格要件		技術部門登録	①地質調査として登録している者。 ②道内に本店がある者。 ※上記に該当しない場合は指名しない	数値化しない		
	参加表明者の経験及び能力	専門技術力	成果の確実性	過去 10 年間の同種又は類似業務等の実績の内容 平成 28 年 4 月 1 日から公示日までに履行が完了した同種業務の実績がある。 上記以外の場合は指名しない。	数値化しない		
			過去 2 年間の業務成績	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに履行が完了した業務のうち、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の業種区分「地質調査」の平均業務成績評定点を下記の順位で評価する。 ① 80 点以上 ② 77 点以上 80 点未満 ③ 74 点以上 77 点未満 ④ 71 点以上 74 点未満 ⑤ 68 点以上 71 点未満 ⑥ 65 点以上 68 点未満 ⑦ 60 点以上 65 点未満 ⑧ 成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合は加点しない。 ただし、令和 8 年 7 月末までは令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の 2 か年とする。 ※ 60 点未満の場合は指名しない	① 20 ② 18 ③ 15 ④ 13 ⑤ 10 ⑥ 8 ⑦ 0 ⑧ 加点 しない 20 (24%)	32 (39%)	

	情報収集力	近接施工実績	平成28年度以降の当該開発建設部管内、周辺での施工実績の有無	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した〇〇開発建設部管内での調査ボーリング施工実績の有無については下記の順位で評価する。 ① 〇〇開発建設部管内での同一事業（建築物に関する事業）でのボーリング施工実績有り ② 〇〇開発建設部管内でのボーリング施工実績有り ③ 上記に該当しない場合は加点しない。	① 6 ② 3 ③ 加点しない 6 (7%)	
			平成28年度以降の当該開発建設部管内、周辺での施工実績の件数	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した〇〇開発建設部管内での調査ボーリング施工実績について実績件数により下記の順位で評価する。 ① 〇〇開発建設部管内 ^{*1} でのボーリング施工実績が10件以上 ② 〇〇開発建設部管内 ^{*1} でのボーリング施工実績が5件以上 ③ 〇〇開発建設部管内 ^{*1} でのボーリング施工実績が3件以上 ④ 上記に該当しない場合は加点しない。	① 6 ② 4 ③ 2 ④ 加点しない 6 (7%)	
		予定主任技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容 下記の資格を有すること ① 技術士（総合技術監理部門「建設—土質及び基礎」、または「応用理学—地質」、建設部門「土質及び基礎」、応用理学部門「地質」） ② 国土交通省登録技術者資格 ・ R C C M（地質部門、または土質及び基礎部門） ・ 地質調査技士資格（現場技術・管理部門、現場調査部門、土壌・地下水汚染部門） ・ 応用地形判読士資格（応用地形判読士、応用地形判読士補） ・ 地すべり防止工事士 ・ 港湾海洋調査士（土質・地質調査） ③ 土木学会認定技術者資格制度における特別上級土木技術者（地盤・基礎） ④ 上記以外の場合は指名しない。	数値化しない
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容 下記の業務実績を有すること。 なお、主任技術者あるいは、担当技術者として従事した実績を評価対象とする。 ① 平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した同種業務の実績、又は過去に同種業務に関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 上記以外の場合は指名しない。	数値化しない	
	情報収集力	地域精通度	平成28年度以降の当該開発建設部管内等での受注実績の有無	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した〇〇開発建設部管内等での地質調査業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ① 〇〇開発建設部管内における業務実績あり ② 北海道内における業務実績あり ③ 上記に該当しない場合は加点しない。 ※主任技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。	①10 ② 5 ③ 加点しない 10 (12%)	50 (61%)

	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に主任技術者として従事した同じ業種区分の業務成績	令和4年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、主任技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の業種区分「地質調査」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 77点以上80点未満 ③ 74点以上77点未満 ④ 71点以上74点未満 ⑤ 68点以上71点未満 ⑥ 65点以上68点未満 ⑦ 60点以上65点未満 ⑧ 成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 ただし、令和8年7月末までは令和3年4月1日から令和7年3月31日の4か年とする。 ※60点未満の場合は指名しない	①40 ②35 ③30 ④25 ⑤20 ⑥15 ⑦ 0 ⑧ 加点しない 40 (49%)	
	手持ち業務	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。）	下記項目に該当する場合には指名しない。 ・手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。（手持ち業務とは、主任技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。） なお、履行期限が令和〇年〇月〇日※2以前となっているものは、手持ち業務に含めない。	数値化しない	
	業務実施体制	業務実施体制の妥当性		下記に該当する場合は指名しない。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合。	数値化しない	
合 計						82 (100%)

※1 〇〇開発建設部管内とは、〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町をいう。

※2 令和〇年〇月〇日は、開札日を指す。

(2) 入札段階での評価の目安

評価	評価の着目点		判断基準	評価 ウェイト (参考)
予定技術者の 経験及び能力	資格要件	技術者資格等 技術者資格等、その専門分野の内容	下記の資格を有すること ① 技術士(総合技術監理部門「建設—土質及び基礎」、または「応用理学—地質」、建設部門「土質及び基礎」、応用理学部門「地質」) ② 国土交通省登録技術者資格 ・RCCM(地質部門、または土質及び基礎部門) ・地質調査技士資格(現場技術・管理部門、現場調査部門、土壌・地下水汚染部門) ・応用地形判読士資格(応用地形判読士、応用地形判読士補) ・地すべり防止工事士 ・港湾海洋調査士(土質・地質調査) ③ 土木学会認定技術者資格制度における特別上級土木技術者(地盤・基礎) ④ 上記以外の場合は指名しない。	数値化しない
	専門技術力	過去10年間の業務の実績の内容	下記の業務実績を有すること。 なお、主任技術者あるいは、担当技術者として従事した実績を評価対象とする。 ① 平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した業務※の実績、又は過去に業務※に関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 上記以外は、指名しない。 ※業務とは、建築物における調査ボーリング(標準貫入試験)に関する業務をいう。	数値化しない
	専門技術力	過去4年間に主任技術者として従事した業務の業務実績	令和4年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、主任技術者として従事した北海道開発局発注業務(北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務)の業種区分「地質調査」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 77点以上80点未満 ③ 74点以上77点未満 ④ 71点以上74点未満 ⑤ 68点以上71点未満 ⑥ 65点以上68点未満 ⑦ 60点以上65点未満 ⑧ 成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 ただし、令和8年7月末までは令和3年4月1日から令和7年3月31日の4か年とする。 ※60点未満の場合は指名しない	① 20 ② 18 ③ 16 ④ 14 ⑤ 12 ⑥ 9 ⑦ 0 ⑧ 加点しない 20 (31%)

情報収集力	地域精通度	過去10年間の〇〇開発建設部管内での業務実績の有無	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した当該開発建設部管内周辺での調査ボーリング施工実績について、実績件数により下記の順位で評価する。 ① 〇〇開発建設部管内※1でのボーリング施工実績が10件以上 ② 〇〇開発建設部管内※1でのボーリング施工実績が5件以上 ③ 〇〇開発建設部管内※1でのボーリング施工実績が3件以上 ④ 〇〇開発建設部管内※1における業務実績あり ⑤ 北海道内での業務実績あり ⑥ 上記に該当しない場合は加点しない。 ※ 主任技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。上記に該当しない場合は加点しない。	① 10 ② 9 ③ 8 ④ 7 ⑤ 4 ⑥ 加点しない 10 (16%)
実施方針	業務理解度	業務を遂行する上での留意点・対応方針 (安全管理に関する事項を除く)	①優 十分に理解している ②良 理解している ③可 その他	① 15 ② 10 ③ 5
		業務を遂行する上での安全管理に関する課題・対応方針	①優 十分に理解している ②良 理解している ③可 その他	① 15 ② 10 ④ 5 30 (47%)
合 計				60 (93%)

(3) 賃上げの実施に関する評価

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施を表明した企業等	令和8年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	4 (6%)
	令和8年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度(又は前年)において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。	5点減点
総合計点 [合 計]		64 (99%)

(4) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価

参加表明者の経験及び能力		<p>次に掲げるいずれかの認定を受けている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業） ※2 ・ 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準） ・ くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業） ※3 ・ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） ※4 	<p>0.5 (0.8%)</p>
総合計点			<p>64.5 (100%)</p>

※1 ○○開発建設部管内とは、○○市、○○市、○○町、○○町をいう。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。

※3 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

別紙 6

令和 8 年度 建築設計業務 簡易公募型競争入札方式（準じた手続きも含む）の
考え方について

1 評価基準（建築設備設計業務の場合は、管理技術者の資格及び希望業務を業務内容に応じて調整する）

（1）入札参加者を選定するための評価の目安（10者程度を選定する。ただし、参加表明者が10者に満たない場合は選定を行わず、資格要件を満たさない者を除き、参加表明者全てを参加させる）

評価項目	評価の着目点				評価ウェイト	
	判断の目安					
参加表明者（企業）	資格・実績等	資格要件	技術部門登録等	当該部門の建設コンサルタント登録等	①当該業務に関する部門（建築関係コンサルタント）の登録有り、本局の業務を希望 ②建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録をしている者 ③北海道内に本店、支店又は営業所を有する者 ④一級建築士又は二級建築士が1名以上在籍している者 ⑤設計内容に即した希望業務（建築一般又は意匠）を登録している者 上記以外の場合は指名しない。	数値化しない
		地域特性等	地域精通度	以下の順で評価する。 ① ○○開発建設部管内 ^{※1} に本店がある者 ② ○○開発建設部管内 ^{※1} に支店又は営業所等がある者 ③ ①、②以外	① 5 ② 3 ③ 0	
予定管理技術者の資格及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	専門分野の技術者資格	（別記様式－2） 予定管理技術者は一級建築士であること。 上記に該当しない場合は指名しない。	数値化しない
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 ※注 2	（別記様式－2） 平成 2 8 年 4 月 1 日から公示日までに履行が完了した業務。 以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある ③ ①、②の実績が無い場合は指名しない。 上記評価に、過去の実績の立場による係数を乗じて評価する。	① = 14 ② = 7

				<p>過去の実績の立場</p> <p>A 管理技術者又はこれに準ずる立場</p> <p>B 主任担当技術者又はこれに準ずる立場</p> <p>C 担当技術者又はこれに準ずる立場</p>	<p>A : ×1.0</p> <p>B : ×0.5</p> <p>C : ×0.25</p>
成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去5年間に管理技術者として従事した同じ業種区分の業務成績	<p>令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、管理技術者として従事した、別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関が実施の営繕事業に係る、設計業務の平均業務評定点を以下の順で評価する。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。</p> <p>① 75点以上の業務成績がある</p> <p>② 65点以上75点未満の業務成績がある</p> <p>③ 業務実績がない</p> <p>④ 65点未満の業務成績がある</p>	<p>① 6</p> <p>② 3</p> <p>③ 0</p> <p>④ -3</p>
		過去5年間の技術者表彰	<p>※注3</p>	<p>令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業務区分の優秀技術者表彰の受賞実績について、以下の順で評価する。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。</p> <p>① 局長表彰の実績有り</p> <p>② 営繕部長表彰の実績有り</p>	<p>① 3</p> <p>② 1.5</p>
				合計	28

※注1 ○○開発建設部管内とは、○○市、○○市、○○町、○町をいう。

※注2 海外インフラプロジェクト技術者認定により認定された実績についても評価対象とする。

※注3 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラ DX 大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局 i-con 奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。

別紙 7

令和 8 年度 **建築工事監理業務** 簡易公募型に準じた競争入札方式の考え方について

1 評価基準（**設備工事監理業務**の場合は、管理技術者の資格及び希望業務を業務内容に応じて調整する）

（1）入札参加者を選定するための評価の目安（10者程度を選定する。ただし、参加表明者が10者に満たない場合は選定を行わず、資格要件を満たさない者を除き、参加表明者全てを参加させる）

評価項目	評価の着目点				評価ウェイト	
	判断の目安					
参加表明者（企業）	資格・実績等	資格要件	技術部門登録等	当該部門の建設コンサルタント登録等	①当該業務に関する部門（建築関係コンサルタント）の登録有り、本局の業務を希望 ②建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録をしている者 ③北海道内に本店、支店又は営業所を有する者 ④ 北海道内 に一級建築士又は二級建築士が1名以上、かつ、 技術職員の合計が2名以上在籍している者 ⑤希望業務（ 工事監理 建築 ）を登録している者 ⑥ 対象工事の設計業務の受注者ではない者 上記以外の場合は指名しない。	数値化しない
		地域特性等	地域精通度	以下の順で評価する。 ① ○○開発建設部管内 ^{※1} に本店がある者 ② ○○開発建設部管内 ^{※1} に支店又は営業所等がある者 ③ ①, ②以外	① 5 ② 3 ③ 0	
予定管理技術者の資格及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	専門分野の技術者資格 （別記様式－2） 予定管理技術者は一級建築士であること。 上記に該当しない場合は指名しない。	数値化しない	
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 ※注2 （別記様式－2） 平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した業務。 以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある ③ ①, ②の実績が無い場合は指名しない。 上記評価に、過去の実績の立場による係数を乗じて評価する。	① = 14 ② = 7	

				過去の実績の立場 A 管理技術者又はこれに準ずる立場 B 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 C 担当技術者又はこれに準ずる立場	A : ×1.0 B : ×0.5 C : ×0.25
成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去5年間に管理技術者として従事した同じ業種区分の業務成績	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、管理技術者として従事した、別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関が実施の営繕事業に係る、 工事監理及び 設計業務の平均業務評定点を以下の順で評価する。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。 ① 75点以上の業務成績がある ② 65点以上75点未満の業務成績がある ③ 業務実績がない ④ 65点未満の業務成績がある	① 6 ② 3 ③ 0 ④ -3
		過去の技術者表彰 ※注3	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業務区分の優秀技術者表彰の受賞実績について、以下の順で評価する。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。 ① 局長表彰の実績有り ② 営繕部長表彰の実績有り	① 3 ② 1.5	
				合計	28

※注1 ○○開発建設部管内とは、○○市、○○市、○○町、○町をいう。

※注2 海外インフラプロジェクト技術者認定により認定された実績についても評価対象とする。

※注3 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラ DX 大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局 i-con 奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。